

市民科学通信

2023 年 6 月号

(通算 37 号)

2023 年 6 月 28 日 発行

発行: NGO 市民
科学京都研究所

〒616-8012 京都市右京区谷口

垣ノ内町 5-8

嵐電・龍安寺駅北東へ徒歩 3 分

事務局 E-mail:

sigemo.nao@gmail.com

目 次

市民科学公開講座（第 21 回市民科学研究会）の案内・・・・・・・・・・ 0 2

【市民科学公開講座「基調報告」準備】

戦争にどう向き合うのか—6つのスタンス—・・・・・・・・重本 冬水・・ 0 3

日常意識と物象化（1）・・・・・・・・小林 一穂・・ 0 8

新書散策の旅（シリーズ第 9 回）

・布施祐仁『自衛隊海外派遣 隠された「戦地」の現実』

（集英社新書、2022 年）から学ぶ・・・・・・・・宮崎 昭・・ 1 1

新書散策の旅（シリーズ第 10 回）

・大澤真幸『この世界の問い方 普遍的な正義と

資本主義の行方』（朝日新書、2022 年）から学ぶ・・宮崎 昭・・ 1 5

【寸足らずの寸評】

大澤さんの「無意識」・・・・・・・・香椎 五郎・・ 1 9

寺島実郎氏の議員削減論に異議あり・・・・・・・・竹内 真澄・・ 2 3

福祉国家構想研究会編 中西新太郎、谷口聰、世取山洋介著

『教育 DX は何をもたらすか—「個別最適化」社会のゆくえ—』

（大月書店、2023）を考える・・・・・・・・竹内 真澄・・ 2 6

近況短信：ファンタジーにある「老い」

—団地タクシー奮闘記「リニューアル」の巻—⑧・・・・・・・・宮崎 昭・・ 3 1

軍とは・・・・・・・・塩小路橋宅三・・ 3 3

原発 それが問題だ・・・・・・・・青水 司・・ 3 5

ジラルデッリ青木美那ヴァイオリン・リサイタル・・・・・・・・照井日出喜・・ 3 8

【研究ノート】「グローバルな民主主義」の探究

——テッサ・モーリス＝スズキ「批判的想像力」論に学ぶ〈4〉

脱近代への「デモクラシーのグローバル化」——・・中村 共一・・ 4 1

市民科学公開講座（第21回市民科学研究会）

戦争にどう向き合うのか

紫陽花が鮮やかな季節を迎えております。下記の「市民科学公開講座」の開催が近づいてきました。あらためてご案内いたします。ご参集下さい。

2023年6月25日

NGO 市民科学京都研究所理事会

記

日時；2023年7月9日（日）13:15～16:50

場所；こどもみらい館4階第2研修室

（京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601-1、tel 075-254-5001 市営地下鉄烏丸線・丸太町駅下車5番出口、竹屋町通りを東へ徒歩3分）。

参加費；無料

<プログラム>

<講演>

「我々はどのように平和を準備するのか—新たな軍事対決の時代に—」

君島東彦氏（立命館大学国際関係学部教授・国際平和ミュージアム館長、日本平和学会元会長）

<基調報告>

「非武装中立と『市民の科学』—東アジアの平和状態の創生に向けて—」

重本直利（市民科学京都研究所専任研究員、安重根東洋平和研究センター元事務局長）

<特別報告>

「永世中立と憲法9条」

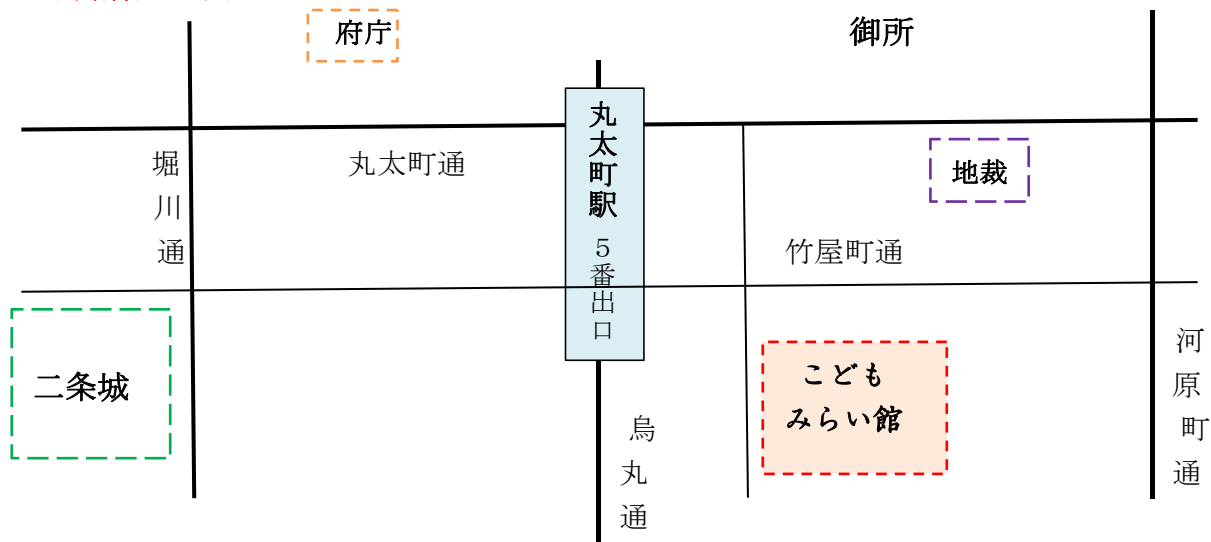
澤野義一氏（大阪経済法科大学法学部特任教授）

<コメンテーター> 中村共一（市民科学京都研究所専任研究員）

竹内眞澄（桃山学院大学社会学部教授、京都自由大学）

<司会> 宮崎昭（市民科学京都研究所専任研究員）

<会場案内地図>



【市民科学公開講座「基調報告」準備】

戦争にどう向き合うのか

—6つのスタンス—

重本直利(冬水)

はじめに

7月9日開催の市民科学公開講座のメインテーマは「戦争にどう向き合うのか」です。では、基調報告する私はどう向き合うのか、それを考えてきました。以下、6つのスタンス(向き合い方、構え)を述べたいと思います。

1. まず、「戦争絶対非認」というスタンス

これまで本「通信」で述べてきましたように、まず何よりも「戦争絶対非認」です。「正義の戦争」も「防衛の戦争」も私は認めません。幸徳秋水が120年ほど前に述べたことと同様です¹⁾。また憲法9条の「戦争放棄」と「戦力不保持」の順守です。小学生でも9条は「戦争絶対非認」であることはわかります。わかっていないのは大人です。最もわかっていないのは「国家権力者」とその周辺の人びとです。

何のために国同士は戦争するのか。私を含め市民同士は戦争(殺し合い)をするつもりは全くありません。中国も台湾も韓国の市民も互いに殺し合うつもりは全くありません。今も市民間の交流は数多く続けられています。私たちは東アジアの民です。

ロシアでは市民動員を強制(徴兵)し拡大しています。ウクライナでは18歳から60歳までの男性は兵役を拒否できません。拒否すれば「非国民」です。市民は戦争したくない(殺し合いたくない)にもかかわらず、国家は市民に戦争(殺し合い)を強制します。まず最初に挙げる私のスタンスは「戦争絶対非認」です。

2. 次に、戦争当事国の「善・悪」図式批判

「プーチンが悪でゼレンスキーは善」という「定説²⁾」あるいは「図式」に私は与しません。何故、ロシアがウクライナに侵攻・侵略し戦争となったのか。「戦争絶対非認」を前提にした上で、何故、戦争に至ってしまったのかを明らかにする³⁾ことが何よりも重要です。戦争に対する中立的立場はありえない。「正義の戦争」も「防衛の戦争」も含め「戦争絶対非認」です。

今、さらに重要なことは、起った戦争を一刻も早く停戦・終戦を実現しなければならないということです。互いに「正義の戦争」、「防衛の戦争」という主張(あるいは捉え方)では戦争を終わることが出来ません。「正義」を実現するまで「防衛」できるまで続きます。侵攻・侵略したロシアと闘うために、次々とエスカレートした膨大な武器、さらに強力な武器がアメリカからNATOからウクライナに送られています。「一方が悪で他方が善」という図式で「善」の方へ大量の武器が戦場に持ち込まれています。戦争は終わることが出来ません。

第二次大戦以後、「いかなる場合も戦争をしてはいけない」、「戦争だけはやってはいけない」と言い続けてきました。戦争は「絶対悪」(いかなる思想・立場・観点からも悪)ということではなかったのか。今日においては、戦争に至った場合、「一方が悪で他方が善」という

図式は受け入れられない。

3. 依然として、軍事力の「勝・敗」から抜け出せない

かつての「大東亜共栄圏」（欧米の植民地支配のアジアを解放し共存共栄のアジア）という「善」を目指す大日本帝国（天皇制国家主義）は長い・長い侵略戦争を続けたのも同じです⁴⁾。その果てにナチス・ドイツと同盟を結び 1945 年の破局まで、戦争を終わることが出来ませんでした。戦後、1950 年に勃発した「朝鮮戦争」も 73 年経ってもまだ終わっていません。休戦状態です。日本の侵略戦争と植民地支配がもたらした「朝鮮半島の南北分断」、「台湾問題」、「慰安婦問題」、「徴用工問題」なども未解決です。何が「善」なのか。これまでは最終的に軍事力が「善悪の勝敗」を決しました。「力の強いものが正しい」、今もこの力の思想と行動が続いています。戦後、いったい何を反省したのか。

「ウクライナ戦争」も核の使用まで危惧される事態に至っています。何故、アメリカは広島、長崎に原爆を投下したのか。この根本的な反省がない限り核爆弾は使用されます。戦争を早く収束させるために核爆弾を使用するという危うさです。原発も核爆弾と同じです。常時核分裂を行っている原発がミサイルに被弾すれば甚大な被害をもたらします。日本一原発が集中しています若狭湾周辺に原発がミサイルが撃ち込まれれば少なくとも市民は関西には住めません。軍事力の「勝・敗」から抜け出せないのなら「核の脅威」はなくなりません。

4. よって、戦争に対する「責任」、そこに「中立」はない

戦争に至った両国家の大統領（＝「政治権力者」）はその重大な責任（多くの兵士が殺し合い、市民が虐殺・殺戮される責任）を自覚しなければならない。そして、その両国家に関係する諸国家が、この戦争を回避できなかった責任もです。『永遠平和のために』を書いたイマヌエル・カントは「国家は、（国家が場所を占めている土地のようなくあいに）所有物（財産 patrimonium）ではない。国家は、国家それ自身以外のなにものにも支配されたり、処理されたりしてはならない人間社会である⁵⁾」と述べました。プーチン大統領（＝「政治権力者」）は国家を自らの所有物（＝自らが国家）の如く扱っています。「朕は国家なり」（ルイ 14 世）が浮かびます。

カントが述べるように国家は人間社会、つまり人間の集まりです。何者にも支配されたり処理されたりしてはならないのです。だとすると戦争に対する「市民の社会的責任」も問わなければなりません。ウクライナ戦争だけでなく、世界で今も多発する戦争（殺し合い）の現実に対する責任です。人間社会においても戦争に対する中立のスタンスはありません。市民社会は「戦争絶対非認」です。

プーチン大統領もゼレンスキー大統領も、さらに各国家の大統領・首相たちはこのことを自覚すべきです。でなければ退場すべきです。

5. 戦争を回避・阻止するのは市民の力

私たちの足元の日本では、沖縄本島を中心とした南西諸島をはじめとして全国的に戦争準備（「核の傘」、「敵基地攻撃」、「軍事費倍増」などを含め）がこれまで以上に進められ、これに対する市民の反対・抵抗運動が今も続いています。この市民のつながり・連帯が重要です。大統領・首相、政府（国家）に戦争を始め・拡大する力はあるとしても、戦争を回避・阻止する力はありません。巨大企業にもありません。これは明白です。戦争は巨大なビジネスの場であるという現実も捉えなければなりません。このビジネスは国家権力と不可分、運命共同体です。ただ戦争を始める力は「政治権力者」がもっているのです。戦争を回避・阻止するのは市民の力です。

市民の積極的平和に向けての連帯およびその国際連帯こそが平和準備・創設の力です。市民

をベースにした国のあり方（政治制度、経済制度、教育制度、文化制度など）にもおよぶ議論が重要です。例えば、沖縄の「自己決定権」を求める運動⁶⁾は、政治制度だけでなく、経済制度、教育制度、文化制度にも及びます。ロシア、ウクライナ（特に東部地域）も同様です。今、沖縄の抱える基地問題をはじめとする諸問題の解決は日本における積極的平和の試金石と言えます⁷⁾。

6. 積極的平和、「9条を守る」とは「非武装中立国になる」こと

オーストリア議会(1955年)の「外に対し常に独立を確保するため及び自国領土を侵されないため、オーストリアは、ここに自由意志をもって永世中立を宣言する。オーストリアは、一切の手段を挙げて永世中立を維持し、かつ、擁護せんとする」、「将来にわたりこの目的を確保するため、オーストリアは、いかなる軍事同盟にも加入せず、またその領土内にいかなる外国の軍事基地の設置をも許さない」のように⁸⁾。

スイスの「軍隊のないスイスを目指す」市民グループ(GSoA)による「スイスはいかなる軍隊も保有しない」、「連邦・邦・自治体および私人は軍事力を形成し、あるいは保有することができない」に向けての国民投票(1989年)の市民活動のように⁹⁾。

そして1948年に軍隊を廃止、軍事予算を社会福祉に充て、国民の幸福度を最大化する道を選び、1983年には非武装永世中立宣言をしたコスタリカの「勇敢な平和」のように¹⁰⁾。

カントは「常備軍(miles perpetuus)は、時とともに全廃されなければならない¹¹⁾」、「なぜなら、常備軍はいつでも武装して出撃する準備を整えていることによって、ほかの諸国をたえず戦争の脅威にさらしているからである¹²⁾」と述べます。カントの『永遠平和のために』(ZUM EWIGEN FRIEDEN)の刊行(1795年)から200年以上が過ぎましたが未だ常備軍は全廃されていません。それどころか世界の大国を中心とした常備軍は大量破壊兵器の核兵器などと共に拡大を続け、日本の常備軍である自衛隊も拡大を続けています。「先進国」と言われる諸国家は、「抑止力」という考えで、互いに世界を東アジア地域を戦争の脅威にさらしています。

おわりに―「市民の科学」の課題―

アメリカと地続きの紛争地であった中米地域におけるコスタリカの平和創造の積極的な取り組みは、戦後、絶対平和(武力行使の絶対非認)の憲法をもつ日本が東アジア地域の平和創造に期待された役割でもあったのです。そこでは何よりも「市民の力」が問われます。

2016年に製作されたドキュメンタリー映画“コスタリカの奇跡―積極的平和国家のつくり方―”は社会学者でもあるマシュー・エディーとマイケル・ドレリングの二人による共同監督作品です。監督は次のように述べます。

「社会に不平等があると知ったら、まず、それを変えるように抵抗するべきでしょう。社会学者として、貧困、人種差別、格差問題などの社会的な不平等こそが、平和を最も脅かす要因だと私は考えます。

理想的なのは、指導者が市民を恐れるようになることです。市民の力を指導者に理解させ、市民を怒らせたらどうなるかを突きつける。そして、我々がどれだけ真剣に切実に平和を求めているかを訴え、市民の意見を尊重せねばと思わせることです¹³⁾」。

「市民の力」によって貧困、人種差別、格差問題などの社会的な不平等をなくし、戦争をくい止め、平和を創造するメッセージとして受け止めたい。しかし、日本の現実、この「市民の力」の低下とともに、「永世軍事化」と戦争の道へと突き進もうとしています。「市民の科学」はこの映画の原題「A BOLD PEACE(勇敢な平和)」を目指す共同研究活動であり「市民の力」を高めたいと私は思います。

注)

- 1) 「吾人は飽まで戦争を非認す 之を道徳に見て恐る可きの罪惡也 之を政治に見て恐る可きの害毒也 之を經濟に見て恐る可きの損失也 社會の正義は之が爲めに破壊され 萬民の利福は之が爲めに蹂躪せらる 吾人は飽まで戦争を非認し 之が防止を絶叫せざる可らず」、この「非戦の言葉」は「平民新聞」第10号(1904年1月17日)の幸徳秋水の論説「吾人は飽まで戦争を非認す」の一部です。この3週間後が日露開戦です。ここから敗戦まで41年余りの長い戦争状態が続きます。この「非戦の言葉」は土佐・四万十川のほとりの正福寺境内に「非戦の碑」として2021年11月3日に建立されました。翌年2月24日にロシアのウクライナ侵攻・侵略が始まります。秋水のこの絶叫は120年後の私を含めた市民の絶叫と同じです。
- 2) 「定説」という表現は、東郷和彦「ウクライナ戦争とこれからの日本—『一刻も早く戦争を終わらせるには?』—」(龍谷大学社会科学研究所附属安重根東洋平和研究センター定例研究会、2022年7月25日)のPP資料によります。東郷さんは「定説は本当に正しいのか?」と疑問を提示され解決方法を論じられた。
- 3) 安斎育郎『新版・ウクライナ戦争論』発行:安斎科学・平和事務所、2023年4月を参照されたい。本書冒頭では、「ウクライナ戦争の原因を作ったのはアメリカ政府とウクライナ政府だ」、「西側メディアのフェイク・ニュースにだまされるな!」、「反ロシア・ウクライナ擁護の世論は極端に偏向している」と述べられ、ウクライナ戦争観・論を提示された。議論の広がり創っていきたい。
- 4) 旅順(大連)に「東洋平和会議体」を創設するとした安重根の「東洋平和論」(未完)、その獄中における提案(1910年2月)は、旅順港を開放し、韓・日・清で共同管理するとしました。「東洋平和会議」を組織し本部を旅順に置き、銀行を設立し共通貨幣を発行する金融共同体の創設でもあります。また、三国が経済的に協力する経済共同体を創設する提案です。ヨーロッパ連合(EU)の先駆けです。さらに、この「東北アジア連合」からインド、タイ、ベトナム、ビルマなどに広がる「アジア連合」への構想でもあったのです(李洙任・重本直利編著『共同研究・安重根と東洋平和』明石書店、2017年、66~67ページ参照)。
すでに1905年に「大韓帝国」は外交権を奪われ日本の保護国とされ、1907年には「国軍」を解散させられ、その後、安重根は「大韓義軍参謀中将」となりました。この「義軍」は日本の侵攻・侵略に対する市民的抵抗運動だと思います。軍艦も戦車も大砲も持っていなかったのです。常備軍(国軍)が日本によって解散させられた後の「義軍」の安は、カントの言う常備軍の漸進的廃止の提案ではなく、韓・中・日の「共同軍団」の設置を提案しました。なおカントは「国民が自発的に一定期間にわたって武器使用を練習し、自分や祖国を外からの攻撃に対して防備することは、これ(常備軍)とはまったく別の事柄である」(イマヌエル・カント、宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波文庫、1985年、17ページ)と述べています。私もまったく「別の事柄」だと思います。また、経済についてカントは、「商業精神」(中世社会の)に永遠平和にとっての意味づけをし、「兵力と同盟力と金力という三つの力のうち、金力がおそらくもっとも信頼できる戦争道具であろう」(同上17ページ)とも述べます。すなわちカントと安のいずれも経済活動を平和状態の創設に関連づけています。
- 5) カント前掲15ページ。
- 6) 新垣毅「沖縄はなぜ、いま、自己決定権か—アジアの平和を担う架け橋をめざして—」(季刊『現代の理論』、<http://gendainoriron.jp/vol.06/feature/f04.php>より)では、「2011年8月、韓国の憲法裁判所は『慰安婦』問題は未解決だとして、日本と再協議するよう韓国政府に求める判決を下した。12年には、最高裁判所に当たる韓国大法院が日本の朝鮮半島支配は違法だったとする判決を出した。だが日本はこうした潮流に対応しきれていない。体內的には、アイヌ民族が生活していた北海道や、日本が併合した琉球王国について、日本

政府は『植民地』と認めたことはなく、琉球が日本の領土にどう編入されたかも、明確には説明していない。編入の国際法的根拠も不明なままだ」と述べられています。

また、島袋純「琉球/沖縄の「自己決定権」について—なぜ提起されなぜ潰されようとするのか—」（『立命館法学』2021年5・6号<399・400号>所収）では、「国際人権システムは、近年、琉球/沖縄の問題の根源を、先住の人民（Indigenous Peoples）としての権利がまったく保障されていないことに原因があるとみている」（同上433ページ）とした上で、次の国連人権（自由権）規約委員会の日本政府（締約国）に対する審査総括所見を紹介しています。

「締約国は、アイヌ民族と琉球・沖縄民族を国内法で先住民と明確に認め、彼らの継承文化や伝統的生活様式を保護、保存及び促進する特別な措置を講じ、彼らの土地についての権利を認めるべきである。締約国はまた、アイヌ民族や琉球・沖縄民族の子ども達に彼らの言語によってあるいは彼らの言語について、また彼らの文化について教育を受ける適切な機会を提供し、正規の教育課程にアイヌ民族と琉球・沖縄民族の文化と歴史の教育を組み込むべきである」（同上440ページ）。

- 7) 宮崎昭「閉ざされた共生社会—移民とアイヌの北海道—」（重本直利・篠原三郎・中村共一編著『社会共生学研究』晃洋書房、2018年所収）において、宮崎さんは、「『本土復帰』したはずの沖縄諸島の人びとは、いまなお自分たちの地域を『本土』とは言わない。北海道ではいまなお『内地』という言葉が残っている」（同上327ページ）と述べ、次のように問題を提起しています。

「『共生』とはそもそも異質の者が互いに対立しながらも、それぞれの生活を認め合い、相互扶助や互酬によって支えられることではなかったのか。その『共生』に立ちはだかるのが『戦争』であり、これを推し進める『国家』である」（同上331ページ）。

さらに「共生」に立ちはだかる「資本」との関係についての考察の不十分性が指摘されています。「共生」に立ちはだかる「戦争」、「国家」、「資本」、これらの諸関係の問題が「ウクライナ戦争」において正面から突きつけられています。「市民の科学」の課題です。何よりもこの戦争を生じさせ、その結果として「共生」に立ちはだかっているのはロシア国家の権力とウクライナ国家の権力です。これらの権力を容認する・黙認する諸国家の権力も含まれます。戦争に対して中立はない。戦争絶対非認です。これを公言し実行する国家権力者はいるのだろうか。非武装中立国の「勇敢な平和」のみかもしれない。

- 8) 重本冬水「ハムレットであるよりもドン・キホーテでありたい」「市民科学通信」34号、市民科学京都研究所、2023年所収より。
- 9) 10) 重本冬水「市民の力で戦争をくい止める」同上35号所収より。
- 11) カント前掲16ページ。
- 12) 同上17ページ。これに続けてカントは、常備軍に「人を殺したり人に殺されたりするために雇われることは、人間がたんなる機械や道具としてほかのものの（国家の）手で使用されることを含んでいると思われるが、こうした使用は、われわれ自身の人格における人間性の権利とおよそ調和しない」（同上17ページ）と述べています。
- 13) 「KOKOCARA」（生協パルシステムの情報メディア）、
<https://kokocara.pal-system.co.jp/2018/06/04/country-without-army-costa-rica/>より、2023年4月16日閲覧。

（しげもと なおとし/とうすい）

日常意識と物象化（１）

小林一穂

1. 日常意識の分析
 2. 使用価値の再考（以上本号）
 3. 価値形態の物象化論
 4. 物神崇拜の再考
 5. 日常意識のあり方
 6. 現代社会の日常意識
-

1. 日常意識の分析

農村女性の言葉

これまで長らく農村調査に携わってきたが、かなり以前に実施した農家女性を対象とするインタビューの結果を見直したときに、ある農家女性の発言をどうとらえたらいいのかと考え込んだことがあった。その言葉は次のようなものだ。

「土地は受け継いで未来に渡すもの。自分のものではない借り物。私たち人間は通過点でしかない。祖父から教えられた。」（1996年8月、当時30代の女性）

この言葉は、自分の家の土地（田畑）についてどう思うか、という問いへの返答だが、あとで見直すと、なにか新鮮な響きがあって気になった。というのは、よく言われる日本の農業者がもっている家（イエ）意識、すなわち家の財産である土地や家屋敷、墓というものは先祖代々受け継いできたものだから、大切に子孫へ引き継がなければならない、という家意識と似ているようでいて、じつは異なるのではないか、と感じたからだ。とくに「土地は受け継いで未来に渡す」とか「私たち人間は通過点でしかない」という言葉には、そういった家意識とは違って、自然そのものと直接に向きあう姿勢が感じられた。しかし、この言葉をとらえる論理がよくわからなかった。日常生活のなかから出てきた言葉つまりは日常意識だが、いわゆる旧意識とは異なるし、日常茶飯事についての常識ともいえない。

このインタビューが実施されてからかなり時が経ったが、最近になって、こうした言葉を改めて考えてみたいと思うようになった。この発言は、農家女性が日常生活のなかで、農業、家族、親族、交友、趣味や娯楽、などのさまざまな場面でどのように感じ考えているのかをたずねられて、率直に自らの思いを語っているものだが、問題は、現代日本の農業者の日常意識をどのようにとらえたらいいのか、ということだ。そこで小論では、日常生活のなかの日常意識をとらえる基本的な視角を見つけだすことをさしあたっての作業としたい。そののちに、この女性の言葉がもつ意味を考えてみる。

日常意識の位置づけ

これまで農本主義を考える作業をしてきたときに、イデオロギーをとらえるための分析視角を得ようとイデオロギーや日常意識について整理したが、そのなかで、人間の知の働きを日常知、学知、イデオロギー知に区別した。小論でも言及することになるので確認しておきたい。

日常知とは、日常生活をおくるなかで普通に働かせている知的な営みのことで、日常知のおかげで、私たちは日常のさまざまな行為を、いちいち考え込むのではなく当然のこととしておこない、毎日の生活をとどこおりなくすごしている。この知の働きによって日常意識が構成される。日常意識は目の前の現実を当然のこととする意識で、私たちの間でもお互いに通用している意識だ。したがって、日常意識は虚偽意識ではない。

学知とは、こうした日常生活の背後で作動するいわば不可視の機構をとらえ、その機構を把握して眼前の事実をとらえ返すという知の働きを指す。背後の機構をとらえるために目の前の現実を分析し、分析された諸要因を総合することで、目の前の具体的な現実を論理的にとらえ直す。この知の働きの結果として構成されるのが思想だ。

最後のイデオロギー知は、眼前の事実をとらえようとするものの、背後の機構を把握するま

では至らないために、現実を論理的にとらえることができず、むしろ虚偽的な説明に陥ってしまう。この知が構成するイデオロギーは、そのために幻想的な言説をふりまくことになる。このイデオロギーの影響を受けると、日常意識は虚偽意識になってしまう。

このように知の働きを3つに区別することで、私たちの生活や社会における日常意識の位置づけがはっきりすると考えている。日常意識は、日常生活をおくるために不可欠で、私たちにとっては普通に生活していくなかで妥当している意識、お互いの間で通用する意識と位置づけられる。だがこれまでは、日常意識が思想やイデオロギーと区別されるとしたものの、現代社会の日常意識がどのような内実をもっているのかを詳細に検討してこなかった。そこで上述したような課題が浮上してきたのだ。

経済学批判と日常意識批判

日常意識の分析視角を探るという課題にあたって、マルクスの『資本論』のなかの商品論である第1部第1章をとりあげて検討していくことにしたい。『資本論』は副題に「経済学批判」と掲げているように、古典派経済学および俗流経済学に対する批判を大きな論点としている。たとえば商品物神化を論じている冒頭で次のように述べている。

「商品は、一見、自明な、平凡な物らしく見える。商品の分析は、商品が形而上学的なつべこべと神学的なしかつめらしさとに満ちた非常にやっかいな代物であることを明らかにする。」（『新版資本論』新日本出版社、128ページ。『資本論』の引用はこの版によりページ数のみを掲げる）

上述した知の違いでいえば、この「一見、自明な、平凡な」というのは、日常知ではそのように見えるということであり、「商品の分析は、……非常にやっかいな代物であることを明らかにする」というのは、古典派経済学および俗流経済学のようなイデオロギー知では商品が存在している背後の機構をとらえきれないので、そのように混乱するということだ。このようにマルクスは古典派経済学および俗流経済学を批判する。そしてマルクス自身は、学知の立場から商品の物神性をとらえ直すことになる。

このマルクスの論理が、経済学批判すなわちイデオロギー批判だけではなく、日常意識をとらえるにあたっても有効なのではないだろうか。つまり、『資本論』の商品論に日常意識をとらえる分析視角が示されているのではないか。そこで以下では、とくに物象化論から日常意識批判の視角を見いだすこと、言い換えれば、商品世界の日常意識にたいする批判として物象化論を再考することで、現代社会の日常意識をとらえる分析視角を導出するように目指したい。

2. 使用価値の再考

使用価値の社会性

『資本論』の物象化論は商品の物象化から貨幣の物象化、そして資本の物象化へと展開されているが、その出発点は商品関係における物象化の分析だ。そこで商品のあり方を物象化論とのかかわる限りで考える。

商品は、まずは使用価値をもつものとしてとらえられる。「ある物の有用性は、その物を使用価値にする」（66）。それは「商品の物的諸属性」（70）が「人間的欲求を満たす」（65）ことによって使用価値となるということだ。他方で、異なる使用価値をもつ商品が相互に交換されうるのは、「同じ大きさの一つの共通物が、二つの異なった物のなかに」（69）存在するからだ。これは「労働生産物という属性」（71）であり、それは「人間的労働力の支出の単なる凝固体」（71）ということだ。諸商品に「共通な、この社会的実体の結晶として」（71）、商品は「価値—商品価値」（71）だ。こうして、商品は使用価値と価値とから構成されているととらえられる。以下では、商品の使用価値に焦点を当てて考察していく。

マルクスは、使用価値が物の有用性であり、その「さまざまな面と、したがって物のいろいろな使用の仕方とを発見することは、歴史的な行為である」（66）と述べていて、使用価値という有用性が超歴史的なものではないことを示している。このことからすれば、使用価値は、ある物それ自体に人間とはかかわりなく備わっているのではなく、「人間的欲求を満たす」（65）という有用性なのだ。『経済学批判要綱』「序説」での「料理された肉をフォークやナイフで食べて満たされる飢餓は、手や爪や牙の助けをかりて生肉をむさぼり食う飢餓とは別の飢餓である」（『資本論草稿集①』大月書店、38）というマルクスの文言にあるように、人間的欲求が歴史的に形成されてきているものである以上、使用価値とは超歴史的なものではない。他方では、「たんに使用価値を生産するのではなくて、他人のための使用価値、社会的価値を生産しなければならない」（76）と述べられているように、商品は、生産者が生産した生産物が、他者にとっての欲求の対象となっている。人々の相互の関係のなかで使用価値が存在している。つまり、商品の使用価値は社会的なものなのだ。

こうしてみると、商品の使用価値は、歴史的かつ社会的なものだということがわかる。商品の素材そのものがそのまま使用価値ではなく、それが特殊歴史的な欲求の対象となり、ま

た社会関係のもとで交換されることで、ある特定の使用価値となる。

使用価値を社会的なものとしてとらえることは、物象化を考える場合に重要な論点となる。というのも、後述することだが、物象化という事態は、商品の使用価値にかかわって現象するという面と、商品の素材そのものにかかわって現象するという面とがあるからだ。この二つの面は物象化と物神崇拜として区別される。使用価値と素材そのものの区別が理解されていないと、この物象化と物神崇拜との区別もとらえられないことになる。

商品の二重性

商品は使用価値と価値とから構成される。

「商品が商品であるのは、それが二重のものであり、使用対象であると同時に価値の担い手であるからにはかならない。だから、商品は、自然形態と価値形態という二重形態をもつ限りでのみ、商品として現われ、言い換えれば、商品という形態をとるのである。」(87)

これが「商品の二重性」といわれるものだ。しかし、使用価値の社会的性格を考えると、商品が二重性をおびているというのは、使用価値と価値の二重性というだけではないことになる。というのは、使用価値も価値も社会的なものだが、商品には社会的なものとはいえない属性があるからだ。それは商品の素材そのものだ。たとえば、引用したマルクスの文言にあるように、ステーキという食べ物は、商品としては使用価値と価値とをもっている。その自然素材は牛肉だ。牛肉は、そのものとしては特殊歴史的なものではなく、どの時代にも存在する。しかしステーキとしては、ある特定の時代、文化のなかでの特殊歴史的な欲求を満たす使用価値であり、商品としては他者の欲求を満たす社会的な使用価値だ。

だから、商品は、まずなによりも物としての素材そのものの自然的属性と、それが商品として存在する限りでの使用価値と価値とに共通する社会的性格とをもっている。そうした自然的属性と社会的性格との二重性をもつものとして商品は存在し、そしてその社会的性格が使用価値と価値という二重性をもっている。物象化論を検討するさいにもこのような考え方が有効だと考えられる。物象化は価値と使用価値とのかかわりで生じるが、物象化が自然素材にまでおよぶと物神崇拜となるからだ。

(以下次号)

(こばやし かずほ)



新書散策の旅（シリーズ第9回）

…布施祐仁『自衛隊海外派遣 隠された「戦地」の現実』（集英社新書、2022年）から学ぶ …

宮崎 昭

…少女が家を走り出て、道を横切り、ぼくらを隔てるフェンス目がけて来るのが見えた。ぼくはMRE（アメリカの軍用携帯食のこと—宮崎）を手に取ろうとし、約10フィート先にいる少女を見ようと顔を上げた。そのとき、機関銃の発射音が聞こえ、彼女の頭がマッシュルームみたいに吹き飛ばされるのが見えた。

あまりに突然で、あまりにショックが強かったので、自分が見たことが信じられなかった。少女が殺されたとき、ぼくはすぐに周りを見渡した。武装したイラク人は目に入らなかった。それに、イラクのカラシニコフ銃が立てる連続した発射音は聞こえなかった。ぼくが聞いたのは、M16特有の音だった。M16は大きな連続射撃の音を立てない。発射音はカラシニコフ銃よりずっと弱く、一度に数発ずつ発射する。パンパンパン。小休止。パンパンパン。小休止。

…（中略—宮崎）…その付近で銃を持っているのはぼくの仲間たちだけだ。ちっちゃな少女が突然動かなくなる前に聞こえたのは、ぼくの仲間の銃が火を吹いた音だった（キー[2008] 138–139頁）。

✕イラク人はすべて、敵である。イスラム教徒は、老人、子ども、女性であれ、すべて敵である。ただ、その姿はみえないけれど、子どもを含めて、すべてテロリストである。イラク人を見たら、全て殺さなければならない。✕

そう教えられた米軍兵士たちの、「後方」を自衛隊が位置しているというのです。その米軍へのイラク人民の憎悪と怒りが、「後方」を任された自衛隊に向けられたとしても、不思議ではありません。そんな危険な状況にあることを、私たちはどれだけ知っていたのでしょうか。

思うのですが、それでも自衛隊がぎりぎりの、瀬戸際で身を守り、地域に貢献できているのは、憲法9条の存在が大きいのではないのでしょうか。

§

著者である布施さんは、フリージャーナリストですが、既存の新聞社、テレビ局などの「ジャーナリスト」がもっている既得権はもちろん持つことなく、自衛隊海外派遣の「実態」を明らかに、というよりも「真実」を暴くことに注力しています。

この書は実のところ、私たち一般の市民が、国家「機密」に迫ろうとする場合のノウハウを示す、訓導の書でもあります。情報公開制度を利用して、国家による「隠蔽」を暴く方法です。本書では直接の対象は自衛隊（の海外派遣）ですが、同時に、究明すべき課題としているのは、国家による情報統制であり、現代版“大本営発表”です。これは、大袈裟な話ではありません。

安倍政権当時の行政文書が、ことしの3月に公表され、放送法の政治的公平性について官邸側が総務省に解釈の追加を求めている経緯が明らかになりました。当時の高市早苗総務相は

「捏造だ」と叫んだ、あの案件です。元 BPO（放送倫理・番組向上機構）委員の是枝裕和さんは、放送局側の「萎縮」「自己規制」に大きな懸念を示し、「放送行政に対する政治介入があり、脅しがあった。そして放送局はますます萎縮して自己規制する。市民は知る権利を奪われていると考えるべきだと思う」（『朝日新聞』2023 年 5 月 18 日付）、と警鐘を鳴らしています。

また、岸田政権が官邸主導で立ち上げた「有識者会議」の運営状況を朝日新聞が調べたところ、「全て傍聴できる会議は 1 割にとどまることがわかった」（『朝日新聞』2023 年 5 月 20 日付）と報じています。国の行く末を左右しかねない重大案件が、一部の「有識者」から意見を求めたという“アリバイ”で、国民を“得心”させようとしています。

しかも、政府が繰り出す“ことば”とその“イメージ”が、ますます実態を覆い隠す技法にもなっています。原発の再稼働という方針転換を「安全確保を大前提とした…」 「次世代革新炉の開発・建設」などと表現し、あるいはまた「異次元の少子化対策」や「骨太の方針」等々、国民の心情に「安心」や「期待」を醸成するこの技法は、自衛隊の海外派遣に関わる案件でも多用されています。

§

布施さんは、本書を書き上げた理由を、次のように述べています。

この 30 年間、自衛隊海外派遣の現場で何が起きていたのか——政府が説明してこなかった知られざる事実を明らかにし、大きく広がってしまったイメージと現実のギャップを埋めたい——これが、私が本書を書いた一番の理由である（8 頁）。

そのための手法、手段が「情報公開制度」を活用した“開示請求”です。そんな折り、布施さんにとっても、また社会にとっても、思いがけない「事件」が勃発します。2016 年から 2017 年にかけて防衛省で起きた「南スーダン PKO 日報隠蔽事件」でした。

コトの発端は、停戦・和平合意が成されたはずの南スーダン共和国で、再び「内戦」が勃発したことです。2016 年 7 月にジュバで発生した政府軍とマシャール派の激しい戦闘で、後に「ジュバ・クライシス」と呼ばれた事件です。現地の自衛隊宿営地にまで流れ弾が飛んでくるような状態だったのですが、政府は「散発的な発砲事案」と表現して、コトの深刻さ、重大性を認めようとしませんでした。布施さんは、その「ジュバ・クライシス」の様子を、実はこうだったと言ってます。

ジュバ市内で撮影された動画が SNS にアップされていたが、銃声が鳴りやまず、上空を政府軍の攻撃ヘリが旋回し、市内各所で黒煙が舞い上がっていた。どう見ても、「散発的な発砲事案」などと表現出来るような軽微な戦闘ではなかった。

現地メディアの報道によると、軽武装のマシャール派に対して火力で圧倒する政府軍は、戦車や戦闘ヘリまで出動させてマシャール派の宿営地や同派を率いるマシャール第一副大統領の公邸に激しい攻撃を加えている模様であった（57－58 頁）。

この状況を直接見聞きしている自衛隊が、日本政府や防衛庁に報告しないわけがありません。「派遣部隊は日報に、『激しい銃撃戦』と記していた。その報告を受けていながら、防衛大臣は戦闘の発生を否定し、散発的な発砲事案などという言葉で矮小化^{わいしょう}していたのである。さらに、防衛省はその日報を、『既に廃棄した』と偽って隠蔽していたのである」（9 頁）。この事実が発覚すれば、今後、自衛隊の海外派遣は困難になる。とすれば、派遣先の状況がどうあれ、自

衛隊を海外派遣することが何をにおいても最優先の課題、“至上命令”であり、「平和維持」とか「世界貢献」などということは、“お題目”に過ぎないことは明らかです。

憲法 9 条がありながら、「戦地」に自衛隊を送り出す矛盾を、なんとか辻褄あわせをしようとする政府の姿勢に疑問と怒りを感じるとともに、やはり「9 条」という生命線がなお息づいているからこそ、武力行使することなく、かろうじて「任務」を遂行している自衛隊員の心情に思いが至ります。

§

ところで、布施さんが根気よく開示請求して得られた「情報」の、最も肝心で大事なところは黒墨になっていました。にもかかわらず、「南スーダン PKO」（第一章）、「イラク派遣」（第二章）、「カンボジア PKO」（第三章）、「東ティモール PKO/ルワンダ難民救援/ゴラン高原 PKO」（第四章）、と「戦地の現実」を“発掘”しています。

そうして読んだ最終（第五）章「今後の海外派遣のあり方を考える」は、説得的であるとともに、日本だけでなく、世界の平和を志向する人々へ勇気と確信を与えてくれるものと感じました。時間に余裕のない人は、「はじめに」とこの第 5 章だけでも、読んではいかがでしょうか。

<PKO 自体が変わった>

国連の平和維持活動（PKO）に自衛隊を派遣するための法律、「国際平和協力法（PKO 法）」が制定されて 2023 年で、31 年目となります。「平和維持」とか「平和協力」と銘打ち、また政府の説明のなかに“後方支援”や“非戦闘地域”という言葉が前面に出ていることもあって、PKO に対する評価は肯定的なものになりつつあります。

しかし、PKO 自体が変質しており、「最も大きな変化は、『文民保護』の重視と『中立』原則からの脱却」（261 頁）におかれていることです。その契機になったのが、1994 年の「ルワンダ大虐殺」（80 万～100 万人が殺害）であり、1995 年の「スレブレニツァ虐殺」（約 2 週間で約 8000 人が殺害）でした。いずれも PKO 部隊が展開している中での惨事でした。ある意味、現地武装勢力に対して、PKO 部隊は「無力」であったわけです。そして、無力であったことに苛まされた PKO 幹部もいました。

UNAMIR（国際連合ルワンダ支援団—宮崎）のダレール司令官は、虐殺を止められず多くの人びとを救うことができなかった罪悪感に苛まれ、ルワンダから帰国した後も PTSD に苦しんだ。2000 年には、アルコールと薬物の服用により自殺を図り、公園のベンチで昏睡状態になっているところを発見された（264 頁）。

＊布施さんは、このダレール氏の著書を推奨しています（『なぜ、世界はルワンダを救えなかったのか—PKO 司令官の手記』風行社、2012 年）。冒頭に紹介したジョシュア・キーの脱走記と通底した話だと思います。

こうした結果、「1999 年 9 月、国連安保理は PKO の任務に『文民保護』を位置づける決議」（267 頁）を全会一致で採択し、また 2008 年には国連の「国連平和維持活動 原則と指針」で明示された、「中立性」からの「脱却」です。後者の内容を布施さんがまとめているので、利用させてもらいます。

「PKO は、紛争当事者との関係において公平を貫くべきであるが、そのマンデ

ート（委任された権限としての任務―宮崎）の実施において中立を保つべきではない」「よき審判が単に公平なだけではなく、反則を罰するのと同じように、PKOも和平プロセスへの取り組み、または、国連 PKO が堅持する国際的な規範と原則に反する当事者の行為を見逃してはならない」と明記され、「中立性」からの脱却が強調されたのである（267―268 頁）。

＜一人も殺さないアクターの登場＞

であれば、つまり国連 PKO の部隊が武力紛争の当事者になるわけですから、いよいよ自衛隊の海外派遣と憲法 9 条との兼ね合いを、正面から議論する必要があります。

と同時に、布施さんのいう「一人も殺さないアクター」の登場も重要です。むしろ、こちらの方が積極的で平和的だと思うのです。PKO ではありませんが、陸上自衛隊のイラク派遣では、「現地の人に対して一発も撃たず、一人も殺さないことが、いかに活動の成功にとって重要であるかを示した」と言ってます。この経験則をもとに、現職自衛官への取材のなかから、“望ましい” 貢献のあり方が提示されます。

一例が「PKO 司令部等への幕僚派遣」です。司令部の工兵部署では建設・土木のコンサル的なポストがあると言います。また、「能力構築支援」については、「PKO の要員派遣国の工兵を対象に重機の操作訓練を行うプロジェクト」を実施している例があります。あるいは衛生兵を対象とした訓練も、これまで実績を上げています。いずれも、「上から目線ではなく、現地に溶け込んで現地の文化を尊重するという日本人の良いところが活かされたと思う」と、取材した自衛官の感想を紹介しています（286 頁）。もうひとつ、布施さんが考える「現在の憲法の下でも実施できて、かつ、日本に向いている」（同上）活動として「軍事監視要員」が挙げられています。この先行例は、永世中立国のスイスです。武装することなく、「監視」はもとより、各勢力の「連絡」や「仲介」に従事するなど、「本気で取り組めば、日本の『お家芸』にできる可能性がある」と期待しています。

改めて言うまでもなく、自衛隊の海外派遣は、アメリカの世界戦略と日米同盟に沿う形ですめられてきました。それは、日本が限りなく「紛争当事国」になる道です。戦闘がエスカレートし、戦争状態になる「暴力の連鎖」を断ち切るためには、「一発も撃たず、一人も殺さないアクター」であり続けることが、日本に求められる「調停役」としての立ち位置なのです（294 頁）。

ジョシュア・キー[2008]『イラク 米軍脱走兵、真実の告発』合同出版（井出真也訳、ローレンス・ヒル構成）

＊キー脱走兵は、良心的兵役拒否者として、カナダに亡命し、難民認定申請をしました。その後はどうなったのか。

「2016 年、キーは、彼のケースが検討され続けている間、労働と政府の医療を受けるための一時的な許可を与えられた」ということです

[https://en.wikipedia.org/wiki/Joshua_Key_\(soldier2_languages\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Joshua_Key_(soldier2_languages))。

その後の動静は、残念ながら調べるできませんでした。ご存知の方は教えてください。

2023 年 6 月 10 日

（みやぎき あきら）

新書散策の旅（シリーズ第 10 回）

…大澤真幸『この世界の問い方 普遍的な正義と資本主義の行方』（朝日新書、2022 年）から学ぶ…

宮崎 昭

憲法九条は非現実的であるといわれます。だから、リアリスティックに対処する必要があるということがいつも強調される。しかし、最もリアリスティックなやり方は、憲法九条を掲げ、かつ、それを実行しようとすることです。九条を実行することは、おそらく日本人ができる唯一の普遍的かつ「強力」な行為です（柄谷行人 [2016]『憲法の無意識』岩波新書、198 頁）。

戦争は残酷で罪深いという人は多い。しかし、それをいいすぎることはかえって、戦争は快樂だ、戦争はヒロイックだという反撥を招くことになる。戦争を拒絶するのに必要なのは、罪の感情よりも恥の感情、つまり、そんな下品で野蛮なことはしたくない、という嫌悪感なのである。さらに、フロイトはこのような「文化の発展」によって、戦争を廃棄しうるような社会に達することは可能だと述べ、つぎのように締めくくっている。《どのような道を経て、あるいはどのような回り道を経て、戦争が消えていくのか。それを推測することはできません。しかし、今の私たちにもこう言うことは許されると思うのです。文化の発展を促せば、戦争の終焉へ向けて歩み出すことができる！》（柄谷行人「超自我と文化＝文明化の問題」）

(Kojinkaratani.com) <http://associations.jp/>

大澤さんは、思い切ったことを言っています。「九条は、カントが言う『統整的理念』（決して現実化しないが目標として掲げられている理念）ではない。それは、現実化する力をもった理念である」（302 頁）。

さて、この力強い発言は、ロシアのウクライナ侵攻に関して、どのように展開され生きた文脈に収まるのだろうか。とても興味深く、非常に強い関心をもって読み始めたのが本書です。もちろん、2 章「中国と権威主義的資本主義—米中対立、台湾有事と日本の立ち位置」、3 章「ベーシックインカムとその向こう側—コロナ禍と BI、そしてコモンズ」、4 章「アメリカの変質—バイデンの勝利と BLM が意味すること」、5 章「日本国憲法の特質—私たちが憲法を変えられない理由」、のどれもが示唆に富んでいて、思わず唸ってしまいましたが、ここでは 1 章「ロシアのウクライナ侵攻—普遍的な正義への夢を手放さないために」を取り上げ、学んでいきたいと思います。

故事成語に「他山の石」があります。大澤さんは、ロシアのウクライナ侵攻を取り上げて論究しているのですが、それはロシア人（ウクライナ人も含めるのかどうかは不明です）に読んでもらうためではなく、「実は、私は、これを日本人のために書いているのだ」（93 頁）、と明言しています。いわば、憲法九条を抱える日本人にとって、このウクライナ戦争は「他山の石」として捉えること、わが問題として、主体的に受け止めることが肝要であるということです。なるほど、と感心しました。

私たちは、外から戦争を見ながら、ロシア人は、どうしてあんな愚かな独裁者に従っているのか、と思っている。戦争に反対し、プーチンを政権のトップから引きずりおろすことができる、まともな市民がもっとたくさんいればよいのに、と。そのとき、私たちが期待を寄せている人間像を純化させてみると、それは、愛国的であるがゆえに普遍主義に立脚することができる人間である。それが、私たちが思い描いている「まともな市民」である。抽象的なヒューマニズムやインターナショナリストは信頼できない。ただの愛国主義者やナショナリストも、嫌悪の対象だ（93 頁）。

では、「まともな市民」とは。その問いは、わが身はどうか、という問いに通じます。大澤さんは、こともなげに、「日本人には、真の愛国の先に普遍性がある、という発想はまったくない。日本人は、基本的には、ただの愛国主義者、凡庸なナショナリストである。日本人にとっては、政治が準拠すべき原理として、『国益』という特殊利害以上のものはない」（94 頁）と、痛烈で手厳しいのです。そんな日本人に、「統整的理念」を持つだけでなく、現実のものとする力があるのでしょうか。そんな疑問を感じるのですが、その意味からも、「歴史の終わり」（フクヤマ）を受け入れる（50 頁）大澤さんは、ロシアによるウクライナ侵攻をどう見ているのか、まとめてみます。

§

「まえがき」で、「この戦争は何なのか、よくわからない。戦争を規定している説得力のある論理や法則が見当たらないからだ」（7 頁）と述べて、従来からの東西対立、冷戦構造というお馴染みのロジックでは説明がつかないということです。つまり、ロシアが、何故多大なコストを払ってまでしてウクライナに侵攻したのか、「東西対立」でも「冷戦構造」によってでもなく、「プーチン本人さえも、自らを駆り立てている無意識の衝動を十分には自覚できていないだろう」（6 頁）という不可解さです。

一般には、ウクライナの中立化と非軍事化を求めた結果の侵攻だと言われています。ロシアにとって NATO の脅威は忍びがたいものだということです。その点は幾分かは「事実」だとしても、プーチンの外交戦略の核心にあるのは、「アイデンティティと自尊心」、つまり「ロシアとは何か?」「ロシアはヨーロッパなのか?」という疑念にあると考えられています（21 頁）。端的に言って、プーチンを含めてロシア人は、西ヨーロッパに対して「劣等感」をもっているということです。

ところで、大澤さんは「文明の衝突」（ハンチントン）に言及して、「侵攻」の真の理由が、「文明」にあり「理念主義」にあると言い切っています。確かに、戦争は「崇高な理念」や「正義」の旗（理念主義）が掲げられて行われるものの、実際には地下資源などの収奪を目的とした現実主義的な理由が隠されています。この「侵攻」では、まるで反対で、「理念主義」が隠された真の理由だということです（48－49 頁）。

その「文明」とはどのようなものでしょうか。

日本でも、「日本人」のアイデンティティが問われて、「無意識」のうちに根柢のない「優越感」もしくは「劣等感」を懐のなかに抱え込んでいる場合があります。ロシア人もまた、かつての「ビザンツ帝国」を支えてきた「ロシア正教」こそが、「優越感」の源でした。ソ連がそれを継承し、ロシアがそれを受け継ぐはずでした。しかし、西側のキリスト教（カソリックとプロテスタント）に基づく「豊かな」社会に遠く及ばない事態を迎えることになります。ロシア人の「劣等感」です。そこへウクライナのロシアからの脱却が試みられ、「ロシアにとって『ほとんどわれわれ』である」（40 頁）彼/彼女（「同胞」）から、いわば“裏切られた”思いを持つようになりました。そんなふうに、大澤さんの説明を理解しました。

§

ロシアが勝つのか、あるいはまたウクライナが勝利するのか、そこに関心が向きがちですが、それが「真の争点」（78 頁）ではない、といいます。ロシアに対する非難決議の内容と、グローバル・サウスの意向に関わった話です。

「侵攻」後、いち早く行われた国連総会の緊急特別会合で、ロシア軍の即時撤退を求める決議が、「圧倒的多数」で採択されました。しかし、棄権した国が 35 か国あったことに注目します。常任理事国であるロシアが、あろうことか国連憲章や国際法に違反した「蛮行」であるにも関わらずの「棄権」です。大澤さんは「反対」に等しい意思表示だと指摘します（68－69 頁）。なぜなのか。

ヨーロッパの文明は、とどのつまり西側のキリスト教であり、「隣人愛」という理念によって表現されています。その「世俗化された近代的な表現が、今日、『自由と平等』、『博愛（普遍的連隊）』、『民主主義』等の政治的理念」（88 頁）です。この「『隣人愛』に源泉をもつこれら諸理念は、ヨーロッパ的なものの最良の部分である」（同上）と高い評価が与えられます。しかしながら、その「隣人愛」を標榜するヨーロッパの多くの国では、植民地支配を永らく続け、「豊かさ」の源泉にしてきたという冷厳な事実があります。先の「棄権した国」は、そのヨーロッパ（さらにアメリカ）の偽善的な態度、姿勢に反感をもっていたということです。ロシアの「侵攻」を批判する欧米に対して、「お前はどうかんだ」という詰問です。そこで、「ありえない」と断りを入れながらも、「ロシア人にとって、最もよいのは——プーチンにとってではなくロシア人にとって最もよいのは——自らがヨーロッパ以上のヨーロッパたりうることを示し、自国政府を倒し、戦争を終結させることである」（89 頁）というものです。フロイトのいう「文化」（超自我）が大きく意識されているように思います。

§

再び「西側」の偽善について。

この戦争で賭けられているのは、ウクライナの領土だけではない。どれだけのグローバルサウスの人民が、喜んで支援し、賛同するのか。その比率こそが、真の争点である（78 頁）。

併せて考えなければならないのは、大澤さんの言う「過剰」と「歪み」です。「西側」の文化には、「自由や平等の理念に反する搾取が内在している」（58 頁）。ロシアによるウクライナ侵攻に過剰な振る舞いが見られるのは、単なる「文明の衝突」ではなく、「論理的には階級闘争に向かうはずの怒りや情念が、この戦争に、文明の衝突に投入されている」（60 頁）、と

いうのです。つまりは、「西側の正義」に普遍性があるのか、どうかという根源的な問いです。こうして、そこから脱却する「道」が示されます。

つまり、愛国主義、ナショナリズムを通して普遍主義へと至る道がある。私たちがほんとうに期待できるのは、ロシアに対して愛国的であるがゆえに、ロシアが普遍的に妥当な正義や理念に立脚して行動することを欲するロシア人たちである。ただの愛国主義者、ただのナショナリストはダメである（92 頁）。

「愛国主義、ナショナリズムを通して普遍主義へと至る道」を切り拓くことは、ロシア人だけに課せられているのではなく、実は、私たち日本人にこそ、憲法九条という普遍的な理念を保持する日本人こそが、率先して切り拓かなければならない、そう主張していると思うのです。

2023 年 6 月 21 日

（みやざき あきら）



【寸足らずの寸評】

大澤さんの「無意識」

香椎五郎

ちょっと、どうなんだろうな、と思いました。どうしてなんだろう、と。大澤[2022]の最終、5章の「日本国憲法の特質—私たちが憲法を変えられない理由」（初出『一冊の本』2021年4月号）を読んでのことです。

大澤さんは、「どうして、日本国憲法は、かくも長い期間、まったく改正されなかったのか」（285頁）と問うて、自ら次のように答えています。

日本人は、憲法を変えることを恐れているようだ。日本人は、憲法に変更を加えることに、無意識のうちに（強く）抵抗しているのだ。どうしてなのか。

その原因は、やはりあの条項にあると見るほかない。「憲法改正」ということになると必ず問題になるあの条項、すなわち九条である。日本人の間で憲法の改正ということが主題になるのは、常に九条をめぐるものである。…（中略—香椎）…

日本人は、憲法の非改正に異様に執着してきた。その原因は、憲法九条を改正することに対して、非常に強い——無意識の——抵抗感があるからだ。奇妙なことではある。日本人は、いつも九条を改正すべきか否かを云々し、議論しているのに、しかしほんとうには変える気がない。どうやら、変えられないのだ。九条を変えたら何かとんでもないことが起きるような気がする……そんな無意識の恐れを日本人は抱いている。実際には変更しない限りで、憲法九条の改正について議論することが許されている。日本人を外から観察していたら、このように判断するだろう（285—286頁、下線は香椎）。

些末なことで、気にするほどのことではないかもしれませんが。大澤さん、「日本人」という言葉を多用しています。通俗的な「日本人」論に乗っかっているわけではないと思いますが、気になります。さらに、引用文の末尾で「日本人を外から観察していたら」という表現があります。憲法九条を論ずるためには、「日本人を外から観察」する必要があるとすれば、それは「改憲」「護憲」という、かまびすしい喧噪からとりあえずは身を引いて、「日本人の『精神分析』をさらに進めなくてはならない」（291—292頁）という方向へ導くことになります。

その上でのことですが、「日本人」の「無意識」についてです。

§

率直な感想ですが、大澤さんが柄谷[2016]に触れていないのは何故なんだろうか、という疑問があります。本文だけでなく、6つの注釈のなかにも登場しません（デカルトの「コギト」概念に関わって、柄谷さんの名前が出てくるのは一箇所275頁です）。

憲法、とくに九条に関わって「無意識」を論じるとすれば、やはり『憲法の無意識』に言及せざるを得ない、と思うのです。この書が刊行されて後、大澤さんは「紀伊國屋サザンシアタ

一」（東京・新宿）で柄谷さんと「刊行記念対談」をしていますし、大澤[2019]では、交換様式についてなのですが、柄谷さんから「『無意識』の構造」ということの意味を直接聞いています（85 頁）。ですから、どうにも腑に落ちないのです。

ともかく柄谷[2016]では、こう指摘しています。

憲法九条が執拗に残ってきたのは、それを人々が意識的に守ってきたからではありません。もしそうであれば、とうに消えていたでしょう。人間の意志などは、気まぐれで脆弱なものだからです。九条はむしろ「無意識」の問題なのです（5 頁）。

日本人はドイツ人に比べて歴史的な反省が欠けているといわれることがあります。確かに「意識」のレベルではそうであってもいいでしょう。しかし、憲法九条のようなものはドイツにはありません。憲法九条が示すのは、日本人の強い「無意識の罪悪感」（フロイト—香椎）です。それは一種の強迫神経症です（17 頁）。

確かに、憲法九条には、戦争を忌避する強い倫理的な意思があります。しかし、それは意識的あるいは自発的に出てきたものではありません。九条は明らかに占領軍の強制によるものです。…（中略—香椎）…しかし、憲法九条が強制されたものだということと、日本人がそれを自主的に受け入れたこととは、矛盾しないのです（19 頁）。

この「無意識」論に初めて接したとき、率直に言って、“えっ、どうしてなの？”という思いでした。クラウゼヴィッツが「戦争とは他の手段をもってする政治の継続である」と論じた命題を頭に思い浮かべながら、戦争は政治や経済の領域で考えるものと理解していたからです。大澤さんは、「日本人の『精神分析』をさらに進めなくてはならない」と言っていました。まさしく、柄谷さんはフロイトの「超自我」論を援用して、「憲法の無意識」を論じているのですから、大澤さんの念頭に、このフロイトに依拠した柄谷さんの“精神分析”があったのは、間違いないことのように思います。

§

しかし、そこに留まるだけでは、大澤さんの「無意識」論が、積極的な意味を持っていることが不明のままになってしまいます。柄谷さんの名を伏せて、なお柄谷さんの「無意識」論をより具体的な形で示そうとしたのではないか、それが私の推測です。実は、大澤さんが疑問に思っているのは、柄谷さんが『憲法の無意識』で示した「無意識」の「謎」解きが放置されたままなのではないか、という点です。この重大な論点を大澤さんは自らに背負い込んでいます。

憲法の「先行形態」というユニークな議論を組み立て、徳川体制にまで論究する柄谷さんに対して、次のような疑問を提示しています。なお、ネット上で得た文章であることを、予めお断りしておきます。

だが、この説明で、普遍的なものがなぜこの日本に、という謎が消えるわけではない。徳川体制のようなものがどうして日本にあったのか、等と疑問が続くからだ。だが、おそらく、本書はあえて謎を謎として放置しているのである。もし謎を解消しようとする、最後には、日本人という民族には、神や、あるいは大文字の〈世界史〉から託された特別な使命がある、という観念に行き着くことになる。神国や選民という観念に、である。

しかし、このような観念をもってしまえば、「九条」にあった普遍性はたちまち

消えてしまう。それは、日本人という歴史的に特殊な民族性に還元されてしまうからだ。なぜかわれわれは普遍的なものに呼びかけられている。その理由は謎であり、不可解だ（大澤真幸は『憲法の無意識』を読み著者があえて「謎」を放置した理由を考究する。<https://www.bookbang.jp/review/article/520518>）

憲法九条の「普遍性」という論点です。私が疑問に感じた、大澤さんの「日本人」多用の件も、柄谷さんも多用しているのですが、その「歴史的に特殊な民族性」に解消されない、九条という「普遍的」なものに「呼びかけられている」のはなぜなのか、という大問題に、大澤さんは向き合っています。

§

柄谷さんが「放置」したという「謎」の解明、つまり歴史的な存在である「日本人」がなぜ、九条という普遍性をわがものにしようとしたのかについてです。

大澤さんはアーレントを援用して「創設」という営為に着目して、「無意識」と普遍性を結びつけようとしています。「創設」とは、「建国の行為」であり、そこに権威が生まれ、人々の誇りに繋がる営みです。

日本人は、無意識のうちに九条の理念に執着しており、そのことでかろうじて敗戦のトラウマを（不十分なかたちで）乗り越えることもできているからだ。なすべきは、前項で述べたようなシニシズムを完全に脱し、律儀に九条の理念を実行に移すこと（への努力を最後まで放棄しないこと）である。そうすれば、私たち日本人は、あのとき——敗戦のすぐあとの時点において——、九条の「創設」に自ら主体的にコミットしていたのと等しいことになる。現在の時点において九条の理念を実行することが結局、敗戦の時点に遡及して、創設の行為をやり直し、反復することを意味するのだ（301 頁）。

単純な読み方をすると、大澤さんの意図するところではないかもしれませんが、日本の敗戦によって国民の多くがトラウマを抱え込んでしまったのだけれど、それを克服するためには九条の理念を実行し、そうすることによって九条の「創設」が文字通り国民の手によって、主体的におこなわれたこととなります。こうして「どうせ私たちは」というシニシズムから脱することができわけです。いわば、「敗者復活」の試みです。

かくして、大澤さんは「日本人の無意識」のなかに入り込んで、つまり「日本人を外から観察」する立場を超えて、具体的な言葉を用いて、普遍性への道筋を示そうとしています。柄谷[2016]が「憲法九条は、日本人の集団的な超自我であり、『文化』です」（20 頁）と述べている“分かりにくさ”を解きほぐしているように思われるのです。

しかし、大澤さんが「なぜかわれわれは普遍的なものに呼びかけられている。その理由は謎であり、不可解だ」と問題提起したことを振り返ってみれば、依然として「謎」は残ったままではないかと思わざるをえません。「日本人」は果たして「普遍性」への道に突き進むのでしょうか。他人ごとではありません。

§

大澤さんは、この書の冒頭（第一章）で「ロシアのウクライナ侵攻」を取り上げています。そこで、私が注目したのは、「戦争の理想的な終息について」の論究です。「無意識」に繋がる問題だと思いました。

「憲法九条」をもたないロシアも、ウクライナも、絶望的な破局の道を進んでいます。この点に関しては、宮崎[2023]に席を譲りたいと思います。

(かしい ごろう)

【参考文献】

- 大澤真幸[2019]『戦後思想の到達点 柄谷行人、自身を語る 見田宗介、自信を語る』NHK出版
- 大澤真幸[2022]『この世界の問い方 普遍的な正義と資本主義の行方』朝日新書
- 柄谷行人[2016]『憲法の無意識』岩波新書
- 宮崎 昭[2023]「新書散策の旅（シリーズ第10回）… 大澤真幸『この世界の問い方 普遍的な正義と資本主義の行方』朝日新書、2022年）から学ぶ …」『市民科学通信』第37（6月）号



寺島実郎氏の議員削減論に異議あり

竹内 真澄

寺島実郎氏は、よくテレビで見かける数少ない良識派知識人である。とくに、国際問題や経済論で、大局的な判断基準を提起する才に長けていて、教えられることが多い。

だが、その才能を高く評価する私は、彼の議員削減論にはまったく同意しかねる。彼は、ここ数年、日本の国会議員数が多すぎるから、3分の1に削減すべきだという持論を展開している。TBS「サンデーモーニング」でもしばしば同じ発言を繰り返し、司会者も他の出演者も異論を唱えることはない。

彼の立論の根拠はアメリカ合衆国である。アメリカは3億人を超える人口を擁しながら、上下院合わせて535人の議員定数であるのに対して、日本は人口1億人に対して717人の議員定数だから、議員一人当たりの人口比からみて340人ぐらいにまで減らしても十分だというのだ。これを「身を切る改革」などの用語で表現する。寺島氏が到底賛成しそうなどこかの政党と思考が瓜二つなのである。

私は、そもそもから言えば、代議制政治に賛成しない（立憲主義というのも、ごく限定に利用しようとする立場である）。ルソーやマルクスほど代議制政治に反対してきた思想家はいない。ルソーは選挙日が終われば有権者は元の奴隷に帰るだけだと言った（『社会契約論』）。マルクスは、代議制政治は「市民社会と政治的国家の分離」（近代の定義）の表現であること、代議制を克服する筋道において「おのれを政治社会に化そうとする、あるいは政治的社会を現実的社会たらしめようとする、市民社会の努力は、立法権へのできるだけ一般的な参加の努力として現れる」（『ヘーゲル国法論批判』、MEW, S. Bd. 1, S. 324）とぴしゃりと言っている。代議制は、主権国家で私人と公民を分離したままに温存する装置であるから、直接民主主義的要素を増やすべきであるというのが彼らの戦略であった。

こうした急進主義（ラディカリズム）は、20世紀の「社会主義」や人民代表大会などという制度の嘘くささにずっと刺さっている。習近平氏にたいして普通選挙を求めるリベラル派がいるが、むしろ習氏は何を学んできたのだろうか。彼にはまず『ヘーゲル国法論批判』を読んでいただかなくてはならない。だが、それは本論の課題ではないので、脇に置く。

ここに国別議員一人当たりの人口比を比較してみよう。

表 主要国の議員定数をランキング（年度は2016~2022を混ぜている）

国	人口	議員定数	議員一人当たり人口
インド	14億2323万人	790	1/180万人
アメリカ合衆国	3億3145万人	535	1/161万人
中国	14億1255万人	3000	1/47万人
ロシア	1億4344万人	450	1/32万人
日本	1億2462万人	717	1/17万3800人
韓国	5164万人	300	1/17万2133人
トルコ	8528万人	675	1/12万6340人
ドイツ	8379万人	667	1/12万5622人
カナダ	3885万人	443	1/8万7698人
オランダ	1759万人	225	1/7万8177人
イギリス	6812万人	1435	1/4万7470人
北朝鮮	2597万人	687	1/3万7802人

表をみればわかるように、上の方ほど政治家は市民から遠い。寺島氏が準拠するアメリカは、代議制民主主義としてあまりにも有権者を軽んじている。ほとんどインド並みの代議制民主主義である。日本をアメリカとだけ比べて見るのでは正確に議員定数を考えることはできないのである。むしろ、議会政治の伝統が最も古いイギリスと比較すべきである。イギリスを基準とするならば、日本の議員数を4倍くらいに引き上げなくてはならないという結論を出しうる。約3000人の議員定数に増やせということも可能である。寺島氏の世界観は、この点で「西洋では」「欧米では」という「出羽守」の中でも抜きんでた「アメリカ出羽守」である。

もしも議会改革を考えるというのであれば、議員数だけ考えるのではなく、政党助成金の廃止と議員報酬の引き下げを考えるべきだ。もっと言えば、国会の傍聴者に投票権を与えて、くじ引きで議員定数の20%の投票数を市民傍聴者（市民代表）に与えるとすれば、非常に国会が面白くなると思うが、どうであろうか。

こういったアイデアは、ルソーやマルクスの思想を基にした、「国民代表」という虚構への根本的疑問から生まれる。疑問はもっと広げられる。近代議会制度というものは、選挙区の有権者の特殊意思から完全に自由で独立した、「全国民」を代表するものでなければならないとされている（憲法第43条第1項）。しかし、「全国民ネーション」というものを見た人は存在しない。それは、天狗や「大和魂」を誰も見ることができないのと同じだ。市民は「全国民」の公論が何であるかを直接知ることにはできない。せいぜい、選挙結果を見てはじめて公論の何たるかを知りうるだけなのである。つまり、「全国民」というものはひとつの虚構である。憲法にとって「全国民」は現実には存在せず、あるのは個々の市民だけなのだというのが正統の解釈なのだ。これは近代社会の原子論的構成に由来する。

ゆえに議員は、個々の市民と結びついてはならない。市民社会と政治的国家の分離ゆえに、議員は「議院で行った演説、討論、または表決について、院外で責任を問われない」（第51条）。つまり、政治社会は市民社会から完全に切り離されるという公私二元論ゆえ、議員は一切の市民の抗議、批判、責任追及をまぬがれるのでなければならないとされているのである。

これは日本国憲法の欠陥ではなく、「近代」憲法であるがゆえの歴史的限界なのである。だから、マスコミやデモがどんなにワーワー騒いでも、議員たちが寝耳に水とばかり傲岸不遜なのは、この「近代」憲法に守られているからなのだ。自民党の改憲案(2014)を見ればわかるが、第9条を破壊する自民党は、第51条を温存するのだ。

市民を尊重し、市民の声を国会に反映させるという政党または議員は、第51条を廃止すると言わなければならないだろうか。51条を変えることなく、国民に寄り添うなどというのは根本的な欺瞞である。現状では議員は、軍拡も戦争も言いたい放題、やりたい放題である。国会でどれほど国民を危険にさらしても議員は責任を問われないのだ。もちろん、「聞く力」を売りにする岸田首相は、第51条を守る点では確信犯なのである。

一般的に言えば、民主主義を不断に育てなくてはならない。もし民主主義を市民参加の制度化のことであると定義するならば、いろいろな方法が考えられる。労働時間を短縮して、各次元の議会を監視する市民に大きく参加できるチャンスを広げていくのはその大道である。こうなると「国民代表をつうじて公共事の審議と決定に参加する」という考え方それじたいがいかなにも手狭で、窮屈なやり方である。代議制民主主義は、決して宿命ではない。それを固定しておいて「人民的議会主義」を措定したりするのもかなり幻想的だ。

なぜ代議制民主主義が出現するか。それは、近代が公私二元論であるからだ。原理的に言えば、公は私的所有を保証するためにある。私的所有一般ではない。私的所有の保証によって政府が守りたいのは、資本による「労働処分権」のはく奪である。つまり、資本の「労働処分権」の独占を制度化したものが国家なのである。

公私二元論は、巨大なシステムである。世界的につなげると各国民社会の公私二元論は、世界市場と主権国家からなる近代世界システムである。公私二元論の表現である代議制民主主義

を利用して社会主義を実現できるという考え方があるようだが、「労働処分権」を奪われて40年間も働かねばならぬ条件のもとで人が自己の新鮮な感受性や思想を維持するのは並大抵のことではない。時折票読みをやったり党勢拡大をやっても、それで革命が起こせるだろうか。無理ではないかもしれないが、たぶん、社会文化的な総体の変革が伴わなければ事は進まないだろう。

人間は、自分の労働力を商品化した機構のもとで、労働処分権を資本が握った制度の下で、学校を卒業して40年間、何のために、何を、どうやって、いつまでに、誰のために作るのか（5W1H）を上からの命令に逆らわずにやり続けなくてはならない。自由な感性を保ちながら、40年間組織の理性のもとで働き続けるのは誠に大変なことなのである。小椋佳(1944—)という人は、第一勧銀のエリート行員を勤めながら、感性を保持した。特筆すべき達成である。だが、

加藤周一は、組織のなかで個人の感性はふつうは持たないと考えていた。井上陽水の「人生が二度あれば」1972を聴いたことがおありだろうか。「仕事に追われこの頃やっと、ゆとりができた」。だが、すでに父と母は65歳と64歳であり、欠けた湯呑で茶をのむばかりなのである。

学校を卒業して、会社に勤めて、退職したら65なのである。従来大人の概念では、みな立派に自立したのである。だが、ここに言う「経済的自立」は思考の従属なのである。先人たちを敬愛して言うものだが、従来大人の概念では、思考の従属を超えることはできない。

元のテーマに戻る。寺島実郎氏のおかしさは、たんにアメリカ出羽守であることに尽きない。代議制民主主義をさらに縮小することは、その分だけ一層多くの人が「労働処分権」のもとで長く働くことを意味する。ゆえに、それだけ一層寺島実郎氏は、公私二元論としての近代を温存しようとしていることになるだろう。それは、多くの人びとに従来型の「大人」の概念を適用し、したがって思考の従属を強制するものである。

しかし、私たちが彼に対置するのは、従来型の「大人」の概念を打ち破るに足る、新しい大人概念である。私たちは5W1Hについて、誰かの指示を待つわけにはいかない。また思考の従属のなかにとどまる「子ども」でありたくもない。仕事の5W1Hを共同労働において構想する人を大人と定義してみたらどうだろうか。これが新しい大人の概念だとしよう。

地方議会や国会に参加できるように市民参加の権利を各職場でローテーションで持ち回りとする。すると、市民社会と政治社会の分離は、徐々にその溝を狭めていく。こうした未来構想こそが、ほかならぬ私たちの精神革命の課題だということではないだろうか。

(たけうち ますみ)

福祉国家構想研究会編 中西新太郎、谷口聰、
世取山洋介著

『教育 DX は何をもたらすか—「個別最適化」社会のゆくえ—』（大月書店、2023）を考える

竹内 真澄

中西新太郎 さま

風薫る5月も早終わり、傘が忘れられない季節にはいりましたが、お元気でおすごしのことと存じます。

先日は、福祉国家構想研究会編 中西新太郎、谷口聰、世取山洋介著『教育 DX は何をもたらすか—「個別最適化」社会のゆくえ—』大月書店、2023 をご恵贈いただき、大変ありがとうございました。以下は、感想に近い「書評」です。

まえがきに本書の狙いが明確に述べられています。「教育 DX 推進論は新自由主義教育改革の徹底という役割をになっている。そしてその性格を明瞭に示しているのが、IT 活用を前面に立てた教育・学習アプローチとしての『個別最適化』である。本書は、『最適個別化』手法に示される教育 DX の新自由主義的特質を明らかにし、あわせて、教育 DX のめざす人材開発教育構想に対抗する視点を追求する」（5 頁）

目次をあげると、

第一部 ここまで来ている教育 DX

第1章 教育 DX で変わる学校（谷口聰）

第2章 「能力や適性に応じて個別最適化された学び」がめざす教育とは（中西新太郎）

第2部 人間的な教育をつくり直す

第3章 個人の要求を基礎にした学びとは

—「個別最適化された学び」との対抗（谷口聰）

第4章 教育のケア的関係の再発見（中西新太郎）

本論をなす4つの論文は中西新太郎、谷口聰両氏によって執筆され、これらに、世取山氏の参加した二つの鼎談がつけられている。

評者は、DX がデジタル・トランスフォーメーションかなあと、やっと当てずっぽうできる程度の頼りない門外漢である。そして、本書で何度も参照される Society5.0 という官製用語が「第5期科学技術基本計画」（2016年1月22日閣議決定）の数字をとったものだったことを教えられくらいに、たいそう世間知らずでもあった。もし同程度の読者がいるならば、私が「書評」のごときものを書くことにも多少の意味はあろう。

第1章は、教育DXが現在の教育に甚大な影響を与えることに注意を促す。教室の児童にPCを持たせて効率よくやるんだろ、程度のことではないようだ。機械が進化する以上、いいことではないかという善意の期待を谷口さんは打ち砕く。「学校教育のデジタル化自体は、新たな教育方法や教育機会の拡大を実現し、学習する権利の保障に資する可能性を有する」。しかしながら、1990年代後半に教育政策の理念となった「能力に応じた教育」制度への志向を見据えれば、「**国が定める**資質・能力を「データ駆動」によって従来とは比較にならない精密さで、個人の能力に応じて習得させるものになりそうである」（46頁）とある。ただの「資質・能力」ではない。「国が定める資質・能力」なのである。「デジタル化自体」の可能性は認めるが、その現実は違うという視角が本書の分析にはあるのだ（後述）。両者のギャップを埋め、いかにしてがんらいある可能性を開かせるかは本書全体で答えられている。

第2章は、IT端末を持たせた教育だから「たいした問題はない」というぼんやりした感覚ではダメなことを分析している。本当に「一人ひとりに適した学びの実現、個性が活かせる教育」といった謳い文句は実現するのかに迫る。中西新太郎さんは、教員は「昨日宿題にしておいたAIを活用したドリルに子供がいつ取り組んだか、どの問題でつまづいたか等が自動的にわかるようになる」と文科省「先端技術活用推進方策」が示した例を挙げて、「たしかに、便利にはちがいない」と認めた上で、「教育DX構想が想定するデータの範囲は・・・はるかに広い」とする。データは勝手に集まるのではなく、集めるものだ。では、文科省はどの範囲の情報を集めるつもりなのか。文科省「未来の教室ビジョン」によると「学習の「ツール」として・・・様々な「教室空間」（学校、オルタナティブスクール・学習塾・自宅・社会課題の現場や研究施設等）、様々な「先生」（学校教員・塾講師・研究者・友達や先輩・企業やNPOの人）、様々な「学習内容」（研究テーマや各教科単元）、様々な学習ツール「EdTech」（AI・講義動画・電子書籍・VR・オンライン会話・プログラミングソフト等）を組み合わせることにより、一人ひとりの学習者に適した形で「学びの生産性」を最大化すべき」としている。子どもが関わる全領域の情報を集めようという壮大な取り組みである。だから、教育DX構想は、単純な技術論ではない。「それらの方策を入り口に、教育を変えようというのである」（61頁）。

つまり、「個別最適なプログラムの提供」のためには、文科省が巨大な「集権的教育体制」にならねばならない。そして、子どもも教員も、その「集権的教育体制」が与えるプログラムの中で見守られるようになる、というわけである。

私は2章の分析の中で2「個別最適化論はどのような教育観に立っているか」に著者の円熟的教育観が対置されているように思われ、強い示唆を受けた。従来の能力主義が徹底して純化されるという位置づけに間違いはない。そのうえで中西さんは、「個別最適化論は個体能力の開発に焦点をあてているが、教育的いとなみにとって、これまで不可欠と考えられてきた集団的要素をどうとらえているのだろうか？」（89頁）と問いかける。

DX構想は、「協働」を無視していない。「集団的要素」をカバーできない領域であるというふうに捨象してはいない。反対である。「教育DX構想は、成長・社会化過程に本質的に組み込まれている＜かかわり合い＞領域に出現する力も、個体に帰属する能力へと還元しようとする」（90頁）。だが、と中西さんは続ける。「還元しようとする」けれども「還元できる」わけではない。「＜かかわり合い＞の場に現れる力を個人個人の能力に分解して測定することには大きな無理がある」（90頁）。「社会性等々を個体能力に押し込めるのは乱暴なのである」（91頁）と。

さてここが思案のしどころである。わたしは確信をもって言うわけではないが、サッカーの試合をみていて、上手な選手は背中に眼がある。練習をつんで、仲間がどこにいるか感じている。工場や学校も同じではないだろうか。チームの社会性を個別的労働者は「非認知的」または「認知的」ととらえ、瞬時にアシストできるような力をもつように育てているように見える。それを監督（教師）は評価する。このようなシーンを想定した場合、個別の子どもに評価を下す教師は「＜かかわり合い＞の

場に現れる力を個人個人の能力に分解して測定する」ことをやるだろう。だとしたら、中西さんがいう通り、この測定には「大きな無理がある」と言えるのかどうか、そこに一つの論点があるように思う。

これは、敷衍すると個別と全体、個別的労働者と全体的労働者の関係である。チーム力を上げる力、組織を引っばる力をコイツは持っている。個別者を選別する目でスポーツでは年俸を高く積むわけである。学校教育をスポーツに例える私は体制のイデオロギーに毒されているかもしれないのだが、ご批判があれば受けよう。中西さんは「いかに無理があるか」（92 頁）を強調する。しかし、「無理」というのは、絶対の不可能を意味しない。難しいが、その難しさに挑戦させうるものだ。野球監督や企業経営者のやっていることを教師にもやらせようと文科省は考えているのではないだろうか。つまり、中西さんは個別化と集団性が相容れないある限界領域があると考えているようだが、私はそういう限界はないと思っている。個別者というのは、個々バラバラである（全体性の喪失）ように見えるかもしれないが、そうではない。個別者を結合させてチームをつくることは企業、プロ・スポーツの共通課題である。この場合、個別者は協業力を身につける。それは、決して企業力や文科省の政策と矛盾するものではない。この辺を考えねばならないということが本書を読んでよくわかってきたように思う。

3 節の「教育 DX 幻想の現実的効果」は、中西さんが上記の「限界領域」があると判断した上でくだした評価を読むことができる。文科省は「来るべきデジタル化社会で活躍できる人材の育成が急務だと言うが・・・この課題が果たせるとは思われない」（102 頁）というのが中西さんの評価だ。ほとんど賛成であるが、私は、様々な病理や鬱積や攻撃性を山ほど生み出しながらも、文科省はこの課題をしゃにむにやっていくと思う。課題が「果たせるか」「果たせないか」はわからないが、およそ文科省は政策の結果責任など引き受ける覚悟など持っていないし、知ったことではあるまい。それは 1960 年代の「期待される人間像」が別段実現されなかったのと同じだ。

第 2 部は、「人間的な教育を作り直す」である。谷山さんによれば、文科省は教育 DX において従来の教育内容を変える気はなく、ただ HOW TO を変えるつもりなのだ。だから、個別の学習速度、ある時点の到達度などは個別的でよい（多様性を認める）ことになる。しかし、教育内容の方向と上限は画一的である。ゆえに従来のように教室に生徒を集めて、同一のスピードで教えるという意味の画一性は不要となるが、「個別最適化」をつうじての画一性は、むしろ強化されるという。この評価にはまったく異論がない。

第 4 章は「教育のケア関係の再発見」である。中西さんは、「主体性や協同的なあり方を育てるという課題」は、がんらい＜社会人＞への陶冶と言うべきであるとする。だが、文科省はこの意味での＜社会人＞の陶冶をめざしているのではなく、もっぱら「デジタル化社会で活躍する人材育成」しか考えていないという。

中西さんの教育観はふところが大きく、それに対して文科省の狙いは小さい。人間をそだてるか（中西）、それとも人材を作るか（文科省）の対立である。私はこのようなわかりやすい構図を歓迎したい。中西さんは、論理的な一つの大集合（人間をそだてる教育）をまず提示し、そのうえで、文科省の狙いは小集合（人材教育）であると位置づける。これは、理想と現実の対比というのとは違う。理想などというものを不用意に出すのはリアリストたる中西さんの好まざるところなのである。論理的な可能性の幅に対して現実はその極小の一部でしかない。こう言えば、実現されていない可能性を客観的に追求することができる。

以上のような著者たちの丹念な考察から、読者には教育 DX は結局のところ能力主義的序列化の徹底であるということが分かってくる。では、これをどうやったら「人間をそだてる教育」へ切り替えられるだろうか。このあたりで中西さんは、これまで従事してきた「若者の生きづらさ」の研究を踏まえて、その理念的基盤は「生存権保障の教育」だと定式化している。

それは①「すべての子どもの生を等しく肯定すること」②「子どもの生の多様性を尊重し保障すること」③「子どもの生きる現実」に根ざすこと④「子どもの生きる現実から発する声・要求との応答

関係を保障すること」という観点を含むものである。「生」や「生きたもの」という一種の全体性にたえず照らすことで、現行政策の一面性を突くことが重要なのである。

この理念的基盤にたつ教育とは、＜つたえる一学ぶ＞教育過程のケアの次元を有するものだと言っている。おそらく、ここに中西さんの教育論の最も進んだ規定が切り開かれたように思う。

くどいようだが、先にあげた論点にもう一度帰り、個別化と集団的要素の関係について再論させてもらおう。中西さんはこの間に「無理」があると見ているから、一種の「限界領域」があると見ているようだとは私は読んだ。ちょっと素材が古いけれども、野村克也氏の野球の例を持ち込んで考えてみたい。野村監督の言葉を引用する。「チームの勝利を第一に考える選手たちが、それぞれの持ち場で力を発揮することを積み重ねていけば、そこには自然とチームワークが生まれる。チーム優先でない選手は、いざというときに信頼できない。もっといえば、チームの勝利よりも自分の成績や記録を優先させる選手は、人間的にも信頼できないものだ」（『野村克也 全語録』第 221 話、プレジデント社、2022 年）。プロ野球の世界は、個別者をどう組織するかを問われる世界である。その個別者に「チーム優先」を求めるのが監督である。私は、資本主義的協業は労働のコンビネーションであると考えている。個別的労働者に「社会性」をもたせるものである。同じく、野球チームの協業もコンビネーションである。個々の選手（労働者）には、ただ賃金だけもらえばあとは知ったことはないという没社会的存在ではなく、それなりの「阿吽の呼吸」や「情動」や「自分の役割」を自覚してもらわねばならない。それはコンビネーションの社会性である。先にあげたサッカーの選手が背中に眼をもつというのもそれだ。個別者はバラバラだから社会性を持ちえない、というのではない。ぎゃくである。悲しいほど社会性をもっている。もちろん、この社会性は、アソシエーションの社会性とは、おのずと異なる質を持つ。野村監督が育てる社会性もコンビネーションの社会性である。たとえ「野村再生工場」という偉業であろうとも、そこには厳しい選抜があり、野村監督は切る時は切るだろう。中西さんが言う理念の一つ「すべての選手の生を肯定する」ことはできまい。①公式通りの教育 DX に限界があるように、②能力主義に立つ野村式野球にも同じ限界があるに違いない。ぎゃくにいえば、①*教育 DX であっても②*野村野球のレベルまでならいけるということである。しかし、中西さんが言う③「教育過程のケアの次元（相互的配慮）」は、さらにその段階をも超えたところをめざすものであるに違いない。

だから、「＜社会人＞への陶冶という教育構想と教育 DX 構想とは、理念的にも実践的にも、きびしく対立している」（184 頁）という場合、こう問うてもよいだろう。①公式通りの教育 DX のコンビネーションの社会性と、その枠内で②集団的要素を取り込んだ野村野球のごとき社会性（コンビネーションのそれ）と、③人間らしい個人（私はそれを個体と呼ぶが）がもつアソシエーションの社会性、はそれぞれ違うはずである。③は①を真っ向から否定する。では教育運動を進めていくうえで③を実現するために②を否定するのがよいのかどうか、この点を中西さん聞いてみたいのである。

実はここには一つの魂胆がある。私にとっては結構大きい問題だ。中西さんは承知のことだと思うが、例の『資本論』「資本主義的蓄積の歴史的傾向」の記述で、生産手段の共同占有が進行することを踏まえて、「占有」を「個体的＝社会的所有」へ転換するとき、一人一人がどういう能力を身につけなくてはならないか、また身につけうるか、という問題が、従来研究されぬまま残っている（と私は考えて来た）。あえて言うが、経済学者や経営学者は、ここを研究していない。しかるに、それがまさに本書で「個別最適化」論を批判的に分析するというテーマにおいて、教育学の側からスポットを当てられたのである。個別的労働者は、一方では個別能力へと分断されているが、同時にある種の「集団性」を身につけていく。この「集団性」は、どこまでいっても「コンビネーション」的なものではあろう。だが、それぞれの技術段階で請求されてくる「集団性」は、いかにして「アソシエーション」的な社会性へ転換するのか。ここでは、問題提起だけにとどめるほかないが、本書にはこの問いへのまことに真摯な回答が豊かに書かれていると思われる。

また章別の分業にも気づいた。第1章で谷口さんは「デジタル化自体」がもつ可能性が現実には阻止されていると指摘した。この可能性をいかにして実現できるだろうかという問題は、第二部において、生存権的教育論が対置された時にだけ、可能性は実現されるというふうに回答されている。

「デジタル化自体」と「その可能性の実現」は、スイッチひとつでパチンと切り替えられるような単純なものではない。社会総体が生存権的に制度化されなければ「デジタル化自体」の可能性は実現しないのである。経済的生産過程だけの問題ではないし、「教室でいい教師がやればよい」というものでもなく、「デジタル化自体」のもつ可能性は、もっと巨大な、いわば社会文化的な変革構想の中で人づくりを実践する力がついたときにはじめて花開くのである。

最後に言わずもがなのことを付け足して終わる。一見すると中西さんは、管理社会論者なのか、それとも、管理社会を克服する道筋を模索する研究者なのか、見定めがたかった。だが、それは外見であって、中西さんは単純な希望を語らないというリアリストだから、後者であることが見えにくいだけだと私はずっと思っていた。本書は、円熟の境地で、大きな希望を語っている。ぼくは、人に元気を「与える」ような研究者はあまり好きではない。だから、希望のありかをじっくり考えさせてくれる中西さんのスタイルには感動を禁じえない。本書を多くの人に読んでもらいたいと思う所以である。

(たけうち ますみ)



【近況短信】

ファンタジーにある「古い」

一団地タクシー奮闘記「リニューアル」の巻—⑨

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのはもうすぐ75歳になるキャリア5年の老人です。タクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー(老老)相互扶助の物語です。ここで「タクシー」と銘打っていますが、電動アシストのついた、重さ100キロ近くある三輪自転車です。「開業」して10年ほどになります。

このところ立て続けに、後部の一輪だけでなく、前部の二輪もパンクしました。悲鳴をあげています。ときどき、気がつかないことがあって、「ポパイ」と「オリーブ」に申し訳ないこともしています。申し遅れました、「ポパイ」は緑色の車体で、「オリーブ」は黄色の車体です。この2台を日替わりに利用しています。住民から一般募集して、「愛称」として名づけました。でも、“もしかしたら?”と思いましたが、やはりこの「ポパイ」と「オリーブ」の名前、オリジナルを知っている人は少ないですね。特に、若い人は、50歳代の人も含めて、「無名」でした。日本ではアニメ(Cartoon)が1960年代に放映されましたので、私も含めて、その当時テレビを楽しんだ人たちにとっては、「アイドル」的な存在でした。なにせ、ほうれん草(缶詰)を食べると、超人的な力を発揮するポパイでしたし、彼を易しく包みこむオリーブですから、元気が出ないわけありません。

忘れられたポパイとオリーブということもあって、遅ればせながら、今となって勇退のタイミングが来たのかもしれない。

車体が重だけでなく、道路の路面状態が悪いので、タイヤへの負担は相当なものだと思います。タイヤだけでなく、車体への負荷も相当大きいと思われます。加えて、このところ利用する住民の数も増えてきているので、それも一因かもしれません。ほうれん草の力が及ばないようです。ですから、この三輪自転車のリニューアル(電動化)の話が出てきて当然かもしれません。鉄道のSLではありませんが、三輪自転車も老朽化が進み、いずれ「お蔵入り」「博物館行き」になる運命にあります。「お別れの会」を開催しなければならない、そんなプレッシャーが、重く^の押し掛かってきます。

とはいえ、なんと言っても、このリニューアル——電動カートへの転換——は、漕ぎ手である運転手の「労苦」を大幅に軽減します。漕ぎ手の技量や体力を二の次にします。私は、大助かりです。だから、運転手をして下さる候補者が広がる可能性があります。極端な話、これま

で乗客であった人が運転手になることも可能です。と、ここまで書いて、急に思いついたことがあります。学生時代に、経営学で習った「労働の機械への置き換え」、古くは「ラダイト運動」のエピソードです。いや、そんな話を持ち出すまでもなく、身近に、いくらでも事例が挙げられます。重労働であった洗濯は、洗濯機がいとも簡単にやってくれます。階段を上る労苦はエレベーターが代行してくれます。

でも、負け惜しみを言います。

段々体力と脚力の低下を痛感している私ですが、「漕ぎ手」の頑張り（注力）を全く問題にしない「電動」というのは、いかがなものでしょうか。確かに、電動にすれば「楽」なのですが、そうすると、自分が体力を使って住民のみなさんの「お役に立っている」という感覚が無くなってしまっているのではないかと。いわば、運転する者は誰でもいいということになり、「ご苦労様です」という言葉が不要になるのではないかと、思うのです。極端な言い方になりますが、「団地タクシー」のロボット化ですね。「自動化」の一手手前です。

そんなことをブツブツ言っている間に、運転手のリニューアル、いや新陳代謝が進んでいます。最近、法政大学のボランティア学生3名が加わって、運転スタッフが11名になり、また1週間前には近所の「イエス・キリスト教会」の宣教師さんが2名、運転手に名乗りをあげてくれました。担当してもらう曜日と時間帯の調整が、私の役目なのですが大変です。13名の運転手予定者を、一週間の7コマに振り当てなければならないのです。しかも、突然の「お休み」通知があったりすると、代役をあてがわなければならない事態に追い込まれることが、少なからずあります。実は、運転スタッフのなかで、この団地に居住しているのは私を含めて二人しかいません。そう簡単に代役を見つけられませんから、「運行・管理責任者」の私が「一肌脱ぐ」、いや「もろ肌脱ぐ」ことになります。こうした事態は、突然のことですから、私の予定は“コッパみじん”に消えてなくなります。でも、誰にも文句は言えないですね。団地タクシーのリニューアル（電動カート化）が行われ、ペダルを漕ぐ“熱血労働”から解放されるようになると、運転手の編成は楽になるかもしれませんが、それだけ運転手の「固有名」は消えてなくなるのではないかと、危惧するのです。

「年寄りの冷や水」になりかねない“つぶやき”でした。今からの季節、いよいよ「熱中症」対策も考えなければなりません。猛暑日バージョンを設定し、運転手を複数にして、交互に運転する方策も考えているところです。

＊「団地タクシー」は、八王子市内のUR大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

つづく

(みやざき あきら)

「軍」とは

塩小路橋宅三

美女軍団、たけし軍団、巨人軍などと「軍」が巷にあふれている。軍とは戦争のための武力行使集団と考えるが、そうなると、自衛隊が「自衛軍」でよいのだろうか。経営学部の提供科目に戦略論があるが、これも受け入れがたい。戦いにおいて敵に勝つための方法であるからだ。たとえば「都市戦略」などという語句は京都市軍と大阪市軍が勝ち負けを競うものであるのだろうか。争うという概念がなくなれば、「軍」も「戦略」も消滅する。果たして勝ち負けを決めるために争うことは良いことなのだろうか。難関校への大学入試についても、負けた人が価値を創り出していることを忘れてはならない。つまり、勝った人の価値は負けた人が創り出しているのである。

公務員になりたいと訴える学生が、行政職が無理でも国家公務員の自衛官があると言った。私はその発言に対して否定した。自衛官を軍隊と考えるならば殺人が仕事で、結果として殺されることになるが、その覚悟はあるのかと問いかけた。つまり、殺される仕事である。それが仕事でないと言うならば、武器を捨てて災害救助隊に名称変更するべきである。果たして殺人が仕事の職業などと認められるのであろうか。この武器を捨てるということが重要なところで、武器とは殺人の道具であるばかりでなく、生産しては陳腐化もしくは破壊によって効率的な金儲けとなる。こういうことには科学者の矜持として絶対協力できない。

明治以降の天皇は将棋の駒である「玉将」であったと考えられる。実質的な権力は天皇の政治的利用によって、はじめは明治維新による官僚が有し、戦争で破局を迎えるまでは軍部が握っていた。そして現在、天皇の一举一動に政治的であると言わざるを得ない。シビリアンコントロールによって天皇と自衛隊との関係は断絶されている。これは憲法第一条天皇が第九条戦争放棄を担保している形である。しかしながら改憲によって自衛隊が自衛軍になって天皇が政治的利用されるようなことになれば、戦前の悪夢が復活する。医師や技術者育成のために無償で国立大学入学などの経済的徴兵などは現実味を有している。

さて、何故軍隊を設立して殺し合いをするのであろうか。逆説的な考え方をすれば、作り出した武器を効率的に使用するために有効な組織を必要とすると考えられなくもない。通常兵器は戦闘に使用するために軍隊という上意下達の直系組織を必要としているのかもしれない。つまり、人間が兵器に従属しているのである。ところが、使用しない兵器である核爆弾などはその考えから逸脱している。おそらく軍隊では使用するために核兵器を保有していることが前提であると考ええる。問題はどのような状況にて使用する決定をするのかを考えてみたい。そして誰がその決定をするのであろうか。理由は何とでも後付けできるのであるが、殺し合いをやりたくて仕方のない人がその欲望に負けて命令するのである。そのような人物が軍を指揮命令できる位置にいることが危険なことであることは言うまでもないことである。

核戦争では勝負が早いというよりも勝者は存在しない。通常兵器による戦争では人口が勝負の決め手となる。国土を占領されて支配抑圧の関係に陥っても、国民国家としての国民が残っているほうが勝ちなのである。そうなると大量殺人兵器を開発するか、人口比で負けるとわかっている戦いはせずに従属するしかないということになるが、従属するぐらいならば自らが殺されることも顧みずに人殺しを選択する危険な人物が世界では多く存在する。なぜかそのような人物が英雄視される。要するに戦争では人口的大国が勝利するのであるが、大国の小国への侵攻の場合には大国の軍の撤退しか平和の道はないと考える。

異教徒は殺人の対象という選民意識の宗教、現代の十字軍によって世界各地で戦争が生じている。

軍と軍が戦いになる経緯は相互の誤解からである。国と国との政治的解決法としての武力行使と表現されるが、実際は対峙する軍と軍との小競り合いの後付けである。国という概念がなければ戦争はないと考えられるが、その前に軍である。なぜならば、軍は国の考えに必ずしも従うものではないからである。太平洋における日米の闘いも日本軍が英米蘭軍に挑む能力はあり得ないという人種的偏見による誤解から始まっている。猿を突いて引っかかるぐらいの理解であったと思える。実際はガラガラヘビに噛みつかれたのである。結果的に米軍が勝利したわけであるが、日本人を人間並みに教育しなくてはいけないという啓蒙主義が現在も生きている。

ヒトラーは突撃隊という私的な傭兵を有していた。これも傭兵である親衛隊に始末させて、親衛隊を国防軍に命令できるほどの正規軍に格上げした。ナチスドイツの敗因の一つに、国防軍参謀の作戦にヒトラーが余計な口出しをしたからと言われている。作戦の失敗は国防軍参謀の責任とヒトラーは考えていたので、そうすると軍部はバッドニュースをヒトラーに伝えなくなる。情報が正しく伝わっていないところで戦略的決定を行っていたということになる。実際に国家の政治的指導者は完全に軍を掌握できていないばかりか、クーデターのニュースすら耳にすることとなる。国家と国家の戦争は何が原因で結果がどうなるかも予想できる。問題はクーデターによる内戦である。国家が雇う軍である傭兵組織は戦争中は重要であるが、勝利によってその役目を終えたならば消えてもらいたいのが為政者の本音と考える。できることならば、敵に消されることでそれ以後のクーデターの危惧も消えることとなる。古くは元寇の旧南宋軍である。新しきはアゾフ連隊やワグネルかもしれない。このような軍は自らが味方に殺されるために敵への殺人を繰り返しているのである。

プーチンの私兵の軍であるワグネルは基本的に役目が終わったら消滅させられる宿命である。なぜならばプーチンにとっても危ない存在となり得るからである。そうすると、戦争が続いてくれるほうが良いということになる。プーチンやプリゴジンが生きている限りウクライナからの撤退はあり得ない。農村の緑を潰してコンクリートとプラスチックの都市が生まれたが、軍はそれを破壊して廃墟とする。殺人を展開するために破壊が必要なのである。戦争が市民生活基盤を破壊したのでなく、軍の存在が市民生活を破壊しているのである。自らが敵と想像した軍に殺される宿命も有している。

(しおこうじばし たくぞう)



避難者の被害 とくに「子供の権利侵害」をきちんと認定せよ

原発賠償関西訴訟では 5 月 24 日、大阪地裁で 85 所帯 234 人の本人尋問が始まりました。これに対し 159 名の支援者が拍手・エールを送りました！

- ・「自主避難」で 287 回大阪－福島県を往復した交通費は 1000 万円以上
- ・放射線被ばくを免れる権利は「基本的人権」
- ・東京電力は福島県に多くの人が住んでいるから安全だと主張 ← 汚染水を世界中で垂れ流しているから安全だと主張するのと同様で根拠のない非科学的論法だ

メディアパート（フランスの独立系の WEB 新聞）

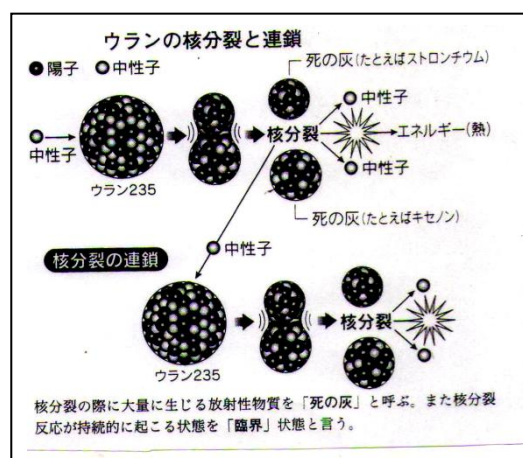
「12 年たった今も、福島の避難者である。福島原発事故から 12 年以上が経過し、2011 年 3 月に避難した 85 所帯 234 名の原告が、大阪の裁判所において、東電と国に対して、『破壊された生活設計』の責任を認めるよう求めています。」（フルリ・ジョアン記者）

原発（放射能）は非人間的ではないのでしょうか？

I 原爆・原発（放射能）は人類の敵

原発は原爆と同様、核分裂をさせることによって巨大なエネルギーを解放すると同時に、大量の放射性物質（死の灰）をもたらす技術です（右図、核の分裂は極めて不安定で発生する中性子や放射性物質の発生量も不定です）。したがって、事故が起こらなくても安全ではないのです。

ところが、軍事技術としての原爆技術が「原子力の平和利用」（アトムズ・フォア・ピース）として産業に取り入れられました。そこから様々な問題が発生してきました。上のように、原爆・原発は膨大な量の無害化できない有害な放射性物質を発生します。標準的原発 1 基（100 万 k w）で毎年世界の人口の致死量に



当たる放射性物質を生み出します。ところが、人類はこのような放射性物質の処理方法を確立しないまま無謀にも原発を導入・増加してきました。現在、それが大問題になっています。このように原発を安全に社会に取り入れる技術的手段がないのに、「原子力の平和利用」として政治的に導入されました^{※1}。これは、人類の生存を可能にした自然放射能濃度の減衰に逆行する愚行でもあります。

とりわけ、原子炉の点検・清掃を行う放射線被ばく労働者は、高濃度の被ばくを受け非常に危険です。被ばく労働は存在してはならない非人間的労働であり、奴隷労働です。ゴフマン評価（1981年報告：1万人・シーベルト当たり4,000人がガンで死亡）によれば、1971～2009年度の被ばく労働による日本のガン死亡者の推計は1,239人です。毎年30人以上が亡くなっていることになります。ICRP〔国際放射線防護委員会〕（1977年報告：175人）や日本の放射線影響研究所（1987年報告：1700人）のような国際原子力ムラ（原発推進・容認）の推計でさえ急速に上昇しています。このように、原発の根底にはその本質（放射性物質の発生）に基づく差別構造があります。日本は、①無権利な下請けなどの被ばく労働者の命より経済（金儲け）を優先し、②過疎地域に原発を立地し（紀伊半島の住民は一基も作らせていませんが）、放射能を含む温廃水で海を汚染して魚介類を殺傷し、③原爆の「ゼロの会」医療プルトニウムを大量に保有し、④福島第1原発事故のような過酷事故を起こしても原発を廃止せず、「避難の権利」を認めない、⑤「トイレのないマンション」といわれるように、放射性廃棄物を処理する設備を備えていないのに原発に固執する「原子力国家」です。

注※1）1960年当時政府試算では、東海原発（16万kw：現在標準の5分の1）事故で急性死者540人、永久立ち退き3万人、被害額約1兆円です（当時の国家予算1兆7千万円です。原発事故がとんでもない規模になることを当時から分かっていたのです）。とんでもない政治判断であり、多くの国民の命、生活など考えない「原子力国家」のやることです。福島でも基本的に踏襲されていることはご存じの通りです。

Ⅱ 国・電力会社は福島そして全国で何をやり、やろうとしているのでしょうか

国・電力会社はこのように原発を建設・推進するために、電源3法交付金という“麻薬”と引き換えに過疎地域に危険な原発を立地させてきました。そして、福島第1原発の過酷事故が起こり、自らまき散らした放射能によって多くの人々を苦しめ、さらに国は上のように人々の「避難の権利」＝基本的人権さえ認めません。そして「原発事故が東北でよかった」（今村元復興大臣）というのが政府・東電などの本音です。とりわけ乳幼児は放射能に対する感受性が強く、小児甲状腺がんが福島で大きな問題になっています^{※2}。「10年以上も経って福島の放射能は治まってきたのに、なぜ裁判まで続けるのか疑問に思う」人もいるでしょうが、原告の皆さんが主張する「避難の権利」は私たちも獲得しなければ将来禍根を残す権利です。だから支援だけでなく共に闘うべき共通の課題だと思います。政府・東電はそれを恐れ「原告・避難者を分断・差別」し、「無理な要求を主張する復興の妨害者」だと非難するのです。これは、被害者を加害者にするものです。

なお、原発はpower with heart だという関西電力の悪質なコマーシャルは、power without heart が本質でしょう。このような非人間的差別構造を変えるためにも、原発

をなくし（power without nuke）、再生可能エネルギーに転換しなければならないと思います。

注※2) ゴフマン評価によると、1万人・シーベルト当たりのガン死亡者数は40歳の1,716人に対し0歳は15,170人（8.8倍）、10歳でも10,521人（6倍）です。これだけ多くの乳幼児がガン死亡者になる可能性があります。被災者の多くが遠方に避難してまで闘っている大きな理由がここにあると思います。1986年のチェルノブイリ原発過酷事故でウクライナでは1986年から2004年までに3,385人くらいです〔今中哲二ほか『熊取六人組原発事故を斬る』2016年〕。ベラルーシでの小児甲状腺ガンは、公表されているだけでも9年間増え続け1995年の91名が最高で11年間の総計570名です（事故直前の1986年は2名だけでした）〔菅谷昭『これから100年放射能と付き合うために』亜紀書房〕。国際原子力委員会のICRPはチェルノブイリ原発事故でのがんを原発事故が原因とは認定せず、小児甲状腺がんのみようやく認めました（国際原子力委員会については次回以降に説明します）。福島でも甲状腺がんの認定を妨害する圧力が強いことが被災者、避難者を苦しめています〔日野行介『福島原発事故・県民健康管理調査の闇』岩波新書、宗川吉汪他『福島原発事故と小児甲状腺がん』本の泉社〕。

（あおみ つかさ）

原発賠償関西訴訟

— 第40回口頭弁論期日 —

集合日時：2023年7月12日（水）9：00
集合場所：本館または別館前、9：15頃抽選
開廷：合議法廷 1009 10：00～17:00
場所：大阪地方裁判所

ジラルデッリ青木美那

ヴァイオリン・リサイタル

照井 日出喜



《悪魔のトリル》と銘打たれた、今年18歳のジラルデッリ青木美那（ピアノ：佐藤卓史）の京都バロックザールでのリサイタル（2023年6月17日）は、トマソ・アントニオ・ヴィターリ（1663～1745）の《シャコンヌ ト短調》（正確には、作品そのものの成立過程が不明な部分を多く残すことから、「ヴィターリ伝」というべきであろうが）から開始された。

ジラルデッリ青木美那さんは、バロックザールのHPによると、「イタリア人と北九州市出身の日本人の父母のもと、東西の出会いの街イスタンブールで育ち、日、英、仏、伊、トルコ語を自由に話す。5歳でヴァイオリンを始め、イスタンブール大学付属音楽院に在学中、13歳でアイダ・ビーラーよりアメリカノースカロライナ大学付属芸術学校へ招聘され、一家で移住後、再びヨーロッパへ」とのことです。現在は、オランダのマーストリヒト音楽院の1回生である（昨年までは、ベルギーの高校とこの音楽院とを往復する日々だったという）。

この日のプログラムは、バロック時代から2曲、古典主義時代から3曲、ロマン派の時代から2曲の、以下の7曲であった。

ヴィターリ：シャコンヌ ト短調
ベートーヴェン：ロマンス ヘ長調 Op.50
タルティーニ：ヴァイオリンソナタ《悪魔のトリル》ト短調
... ..
モーツァルト：アダージョ ホ長調 K.261
モーツァルト：ロンド ハ長調 K.373
チャイコフスキー：憂鬱なセレナード 変ロ短調 Op.26
サン・サーンス：序奏とロンド・カプリチオーソ イ短調 Op.28

「シャコンヌ chaconne」は、緩やかなテンポで開示されるテーマを次々に変奏していくことによる舞曲で、バロック時代の、たとえば器楽のための組曲や歌劇のなかで確固たる位置を占めているが、ヴァイオリンのための「シャコンヌ」といえば、当然のことながら、J.S.バッハ（1685～1750）の無伴奏ヴァイオリンのための《パルティータ 第2番 BWV1004》の長大な終楽章が有名である。しかしまた、同じような変奏曲の様式を示す舞曲に「パッサカリア passacaglia」があり、フランスのたとえばジャン・バティスト・リュリ（1632～1687）によるバロック・オペラの舞台では、優美な趣きを放射する「パッサカーユ passacaille」として演奏されるのであるが、一方、やはりJ.S.バッハにはオルガンのための《パッサカリア ハ短調 BWV582》があり、その謹厳にして壮大に展開される音楽世界は、彼の膨大なオルガンのための作品のなかでも、おそらくは《トッカータとフーガ ニ短調 BWV565》と並んで最も有名なものである。他方、シャコンヌとパッサカリアの間の境界は、じっさいにはかなり曖昧なものとなっていたとの指摘もある（1）。

ヴィターリの《シャコンヌ》は、19世紀のヴァイオリニストにして多くの楽譜校訂にも関与したフェルディナント・ダヴィット（1810～1873）によって「紹介」されたものとされている。しかし、演奏形態および楽譜の「オリジナル」を尊重もしくは信仰する「ピリオド派」が一世を風靡しているかに見える現在であるにも関わらず、わたし自身、演奏効果を高めるべく、さまざまな改変を施されたヴァージョンによる演奏以外は聴いたことはない（ほとんどはLPかCDによる）。

ヤッシャ・ハイフェッツ（1901～87）が残した1950年の記録は、燃え上がる情念が奔流となって聴く者の脳天を一撃するかのごとくに始まる《シャコンヌ》であるのに対して、アルテュール・グリュミオー（1921～86）が1956年に残した演奏は、美しい音色で端正に音楽を紡ぎ出す方向で一貫している。わたし自身は、美那さんの演奏は、このグリュミオーのそれに近いのではないかと想像していたのであるが、彼女のヴァイオリンは、繊細に音楽を創り出すというよりは、やや分厚い音色でいささか一気呵成に突き進む、という感を抱かせるものであった。それゆえ、敢えて言えば、やや一本調子に進行するきらいが無きにしも非ずであり、作品の間と響かせ方のニュアンスの多様さを駆使しつつ、宮廷風な華やかさをも開放する《シャコンヌ》という、わたし自身のイメージのなかにある作品としては、優雅な趣きがいささか欠けているように思われた（もちろん、あるいはそれが、彼女もしくは彼女を指導するマーストリヒト音楽院のボリス・ベルキンの意識的な行き方なのかも知れないのであるが）。

ヴィターリの《シャコンヌ》とリュリの《パッサカーユ》は、イタリアとフランスという、それぞれが創り出された地域の歴史的状況の違いはあるにせよ（もっとも、リュリ自身は、もともとイタリアのフィレンツェにその出自を持つのであるが）、それ自体がバロック時代の宮廷音楽の特質の一つを示すものには違いない（もちろん、前者は、前述のように、じつのところ偽作の嫌疑をかけられているのであるが）。

リュリの歌劇《アルミード》は、トルクァート・タッソ（1544～95）の《エルサレム解放》に拠る、いわば魑魅魍魎が華やかに、かつまたいささか陰鬱に登場する作品であるが（ただし、わたし自身は、その舞台に接する機会は持たないままである）、そのなかの「パッサカーユ」は、オートコントル（haute-contre 高音域の男声）がオーケストラと合唱とともに歌う、甘美にして情感に満ちた「(異性ではなく同性への) 誘惑のアリア」である（2）。軽やかではあるが、しかしそこには情念の重さも欠けてはおらず、ルイ14世の時代の、西欧のみに許された爛熟した美的感性そのものを彷彿とさせる音楽である。

バロック・オペラのそうした音楽の方向との親和性を、ヴィターリの《シャコンヌ》は器楽の分野において示しているように見える。

タルティーニのヴァイオリン・ソナタ《悪魔のトリル》は、ほとんど驚嘆せざるを得ないほどにおびただしい数の録音のある作品であり、このソナタを弾きこなすことが、「自立」した

ヴァイオリニストとしての証明であるかのごとくにとらえられているのではないと思われるほどである。このソナタは、たしかに第3楽章の、ほとんど狂気じみたトリルの連続によって、至難の技巧を要求する曲として有名ではあるが、しかし、作品全体としては、優雅な音型と劇的な要素を放つ部分とが相互に移行する構成を持っており、それらを十全に表現するためには、たんに技巧の冴えのみで足りるわけではないであろう。美那さんのヴァイオリンの力強さは、このソナタの表出する特質に、《シャコンヌ》より照応しているのではないかと思われた。

アンコールは、クライスラーの《シンコペーション》と、パガニーニの《24のカプリース》からの第1曲——パガニーニの作品は、もとよりヴァイオリンの最高度の技巧を発揮もしくは誇示すべく書かれているのであるが、当然のことながら、彼女は事もなげに弾き放っていた。

公演パンフの演奏者紹介には、おそらくは師であるボリス・ベルキンの方針なのであろう、「コンクールには一切出場させずに育てられた18歳」という記述が見える。一般的には、さまざまなコンクールでの成果を「踏み台」として「市場」を切り開きつつ、演奏会やCD録音へと赴いてキャリアを拡張するのがアーティストの「常道」のように思われるのであるが、美那さんについては、さしあたってそうした方向は採らないということなのであろう。



カーテンコールでのジラルデッリ青木美那

(バロックザールは、200席の小ホールではあるが、この日は満席の盛況であった)

- (1) 山本由紀子・小野貴史「シャコンヌとパッサカリアにおける作曲技法の変遷」 [KJ00004355907 \(1\).pdf](#) 参照。
- (2) 代表的な全曲盤としては、フィリップ・ヘルヴェッヘ/シャペル・ロワイヤル/コレギウム・ヴォカレ盤（1992年、録音）、クリストフ・ルセ/レ・タラン・リリク/ナミュール室内合唱団盤（2015年、録音）、が挙げられるであろう。

(てるい ひでき)

【研究ノート】

「グローバルな民主主義」の探究

——テッサ・モーリス＝スズキ「批判的想像力」論に学ぶ

〈4〉脱近代への「デモクラシーのグローバル化」——

中村 共一

はじめに

- 1 戦争のグローバル化のなかで（第33号）
- 2 ナショナリズム批判と「批判的想像力」の発見（第34号）
- 3 世界史における「連累」に立つ（第35号）
- 4 脱近代への「デモクラシーのグローバル化」（本号）
 - (1) ぼくの「勇み足」
 - (2) 「社会の分裂」と多文化主義
 - (3) 「内なる多文化主義」と国民国家批判
 - (4) 脱近代を「再想像」する「批判的想像力」

(1) ぼくの「勇み足」——本章のタイトルを「脱近代への『デモクラシーのグローバル化』」に変更しています——

これまでの章でみてきたように、テッサさんの「批判的想像力」論の現実的出発点には、グローバル化のなかで、「国民国家を基盤とする比較的硬直した政治制度」との「摩擦」——貧富の差、移民問題、国内外のテロ事件など——を生じさせており、それが「原理主義」と「多文化主義」との「火花」を生んでいるという認識がありました。そしてまたテッサさんの探究は、「原理主義」を批判し、また「多文化主義」の発展うちに、その「摩擦」を越えていく「可能未来」——「グローバル化を（民主主義的に…中村）歴史化する」未来——見いだそうとするものでした。

しかし、僕の目は、やはり「斜視」でした。僕の関心が優先してしまい、そこに理論的な「革命論」を見いだそうとしていました。近代の社会構造（「資本・ネーション・国家」）の一つをなし、『想像の共同体』とも特徴づけられる「ネーション」を「批判的想像力」によって「再想像」していくことにより、近代社会を根本的に変革していく「理論」を提起するものと、テッサ理論を受け止めていたのです。ですが、「矯正」した目でみると、テッサさんの「可能未来」論には、一つの大きな歴史的前提があったことに気づきます。それは、ソ連崩壊によって「国家社会主義」が挫折し、「革命的ユートピア」の対抗力が喪失したという「革命」に対する実践的な評価です。そしてまた、その視点から掘り下げ、次のような問題を投げかけていたのです。

「現在のグローバル資本主義に対抗するオルタナティヴへの想像力の欠如が、共産主義思想の崩壊と、それに付随した革命的ユートピア模索の試みに対する広範な幻滅との帰結であると考えられていることは、周知のとおりだ。しかし、批判的想像力の枯渇は、それよりもっと根深いのではなからうか。啓蒙の時代から続いた政治理想——たとえば、平等、公平、正

義、自由、民主主義等、の理想——が持続してきたラディカルな政治思想および政治行動と
いった、きわめて広範囲なものへの根本的な懐疑に、その危機のルーツは横たわっているの
ではなかろうか、とわたしは考える。」¹⁾

「現在のグローバル資本主義に対抗するオルタナティヴへの想像力の欠如」を、「批判的想像力の枯渇」としてみたテッサさんは、その「枯渇」の「ルーツ」をたどり、近代的な「ラディカルな政治思想および政治行動」の危機を発見し、また、その「政治思想や政治行動」を越えていく「批判的想像力」を探求していたわけです。こうしたテーマ設定からすれば、やはり、テッサさんの問題提起を、理論的な「革命」論——「革命」とは何かを明らかにするもの——と受けとめていくことは「誤読」になってしまいます。むしろ「市民的な革命運動」論とみるべきでしょう。あらためて、テッサさんの理論を受けとめ直すとすれば、脱近代の第一歩を求めなおし、グローバル化する「社会の分裂」（「文化戦争」）のなかで、なにかんづく歴史主体である個人の側から、近代的な国民国家の「文化政治」（多文化主義政策）を批判的に「再想像」し、資本主義社会を「再創造」していく社会変革運動として考えていくべきでした。ちょっと拍子抜けする微妙な「勇み足」ですが、これはこれで、実のところ、あらためてテッサ理論の価値を見いだしたようにも感じています。

連載の中断には、こんな恥ずかしい「経緯」があったわけですが、仕切り直して、あらためてテッサさんの「内なる多文化主義」論が何を意味するものか、吟味していきたいと思います。なお、引用文が長く、読みづらいものとなっていますが、ご寛容願います。

(1) 「社会の分裂」と多文化主義

テッサさんは、前にも引用した一節ですが、自らの問題意識を簡潔に次のように語っていました。

「21 世紀の開始の時点で起こったことは、非常に流動的で変化の度合いが激しい経済システムが、国民国家を基盤とする比較的硬直した政治制度と次第に摩擦を起こしつつあることの表れであろう。この摩擦が非常に強烈な場こそ、移民問題や「安全保障」（私はこの言葉を外国に対する軍事的防衛あるいは攻撃と、国内の「法と秩序」の維持—治安警察を指すために用いているが、この二つは次第に不可分のものとなりつつある）と一般に呼ばれている問題である。この摩擦は、グローバルな富と権力が著しく不平等になるにつれて激しさを増しており、このことは、とりわけアメリカ政府の行動が、世界中の人々に甚大な影響を及ぼしているにもかかわらず、主権国家や「国益」といった枠組みの中でのみ表現され、正当化されているということを意味している。

この摩擦から生じてくる火花こそが、グローバルな規模での原理主義である。」²⁾

「グローバル化する経済」と「国民国家を基盤とする政治システム」の間の「相互作用」³⁾に目を向け、テッサさんは、前者によって、移民問題や「安全保障」（軍事や治安）の問題などの激しい「摩擦」（「文化戦争」）が生みだされ、またとりわけ「アメリカ政府の行動」が「甚大な影響」を及ぼしているにもかかわらず、後者の国民国家においてその「火花」（原理主義）が飛散している、という現実認識を示していました。

また、こうした「経済システム」と国民国家体制からなる「二重のシステム」は、「20 世紀後半における世界の方向全体を形作った」ものであり、「その帰結」⁴⁾ともいえます。したがって、この事態は、アメリカ・ヘゲモニーが形成した「二重のシステム」の行き詰まりを示すものであり、また「二重のシステム」そのものの「機能障害」を意味しています。いわば「歴史

の危機」——正確には、「近代の危機」——を示すものだといえます。ですので、「摩擦から生じる火花」には、国民国家の問題ばかりでなく、その根底において、やはり世界資本主義的な問題が横たわっていることを、テッサさんは見抜いています。こうしたテッサさんの問題認識において、「火花」の問題がいかに捉えられていたのか。

この「火花」の根元に「グローバルな規模での原理主義」があったと捉えていましたが、テッサさんのいう「原理主義」は、宗教的なそれとは異なり、近代的な社会構造の一つをなす国民国家の「原理」（ネーションとしてのアイデンティティ）ともいうべきもので、いわゆる「ナショナリズム」に通じていくものを指しています。このような理解において、この「火花」の内容をみると、それは「文化戦争」とも呼ばれ、「多文化主義」との「アイデンティティ間の闘い」であったと見なされたものです。「ナショナリズム」の問題は、すでに、不十分ではありますが、第2章「ナショナリズム批判と『批判的想像力』（第34号）で検討してきたところです。ここでは、目を移し、かかる「火花」のなかに、テッサさんが希望を見いだした「内なる多文化主義」という概念をみていきたいと思います。

ところで、先にみた「摩擦」は、僕なりの理解で捉えなおしてみれば、産業競争力を低下させたアメリカが、1980年代以降、資本のグローバリゼーションを伸展させ、新自由主義によるネーションの解体とともに出現したものといえます。「社会の分断」（「文化戦争」）⁵⁾が生み出す「摩擦」は、こうした歴史的文脈で出現したグローバルな事件だった。アメリカにおいても、ナショナリズム（レーガン大統領の報告書『危機にある国民』1983年）が強化され、「福祉国家」が解体されてくるなかで、人種的・宗教的マイノリティ、女性、障害者、同性愛者、移民などの多様なマイノリティの運動が発生するとともに、種々の差別問題が顕在化し、「社会の分断」が進展してきたのです。たとえば、「1980年代の合衆国では、教育や言語、文学、芸術など広範な分野において保守と革新の対立が激化していったのであり、それは『文化戦争（culture wars）』と表現される程」⁶⁾でした。

また、1990年代に入って表面化するアメリカの「多文化主義論争」は、この「文化戦争」の延長上でなされたものです。他方、イギリスの植民地であったカナダ、オーストラリアでは、白人優位の同化主義が採用されていたものの、すでに、少数民族の運動のなかで、1970年代から、国家方針として多文化主義が宣言され、多文化主義政策がとられてきました。したがって、「多文化主義」は、地域運動というレベルを越え、国民国家の「文化政治」の特徴をなすに至っています——ちなみに、共和党（国民文化／D. トランプ）と民主党（多文化主義／J. バイデン）の政治対立の背景には、グローバリゼーションを契機としたこの「文化政治」があります——。テッサさんの「内なる多文化主義」論も、こうした歴史をふまえながら、「多文化主義政策」に対する理論的な検討を通じて、国民国家の「文化政治」に対する根本的批判を展開し、「摩擦」を揚棄していく実践的な展望を追求していたのです。

（3）「内なる多文化主義」と国民国家批判

さて、テッサさんの多文化主義論の基本的視点は、「『多文化主義』の提起する思想とデモクラシーの概念間の相関性」から「多文化主義」を検証していこうとする点にあります。いわば、デモクラシーの観点から「文化政治」を批判的に問題化し、グローバリゼーションのなかで、人間の「自由、公正、平等の拡張を保障するメカニズム」⁷⁾を見いだそうとするのです。

テッサさんは、まず、近代の民主的権利に関する古典ともなったT.H. マーシャルの「シティズンシップ」論⁸⁾に依拠して「多文化主義」を位置づけます。マーシャルが、近代社会の歴史をふまえ、シティズンシップの概念を公民的・政治的・社会的と三つの要素に分類したわけですが、テッサさんは、21世紀の初頭に出現した第四の「文化的シティズンシップ」に着目し、こう述べられています。

「地球規模での人間の国際的移動の増加と、エスニックな集団のアイデンティティ・ポリティクス」の時代にあつて、シティズンシップの権利への機会、経済的不平等によって制限されるのみならず、また異なった言語、宗教、伝統等（いわゆる文化）によつても制限される点、次第に明らかにされつつある。まさにそれゆゑ 21 世紀初頭は、第四のレベルでのシティズンシップ——それを『文化的シティズンシップ』と呼ぶのだが——が、政治論争の鍵となりうる焦点として出現してきたのだつた。この論争でのイシューこそ『多文化主義』——それは文化的多様性の公認であり、また同時に文化的多様性が富、地位、権力の永続的不平等性の理由や根拠になることを拒否する試み——として知られる政治戦略である。」⁹⁾

みられるように「政治論争」の「鍵」となつたものこそ、「文化的シティズンシップ」概念であり、「多文化主義」の問題であつたわけです。そして、それは、「文化的多様性の公認であり、また同時に文化的多様性が富、地位、権力の永続的不平等性の理由や根拠になることを拒否する試み」であつたとみています。しかも重要なことは、多文化主義の課題が、たんに近代社会のなかの「デモクラシー」としてではなく、「グローバルな時空」における新たな「デモクラシー」として理解されている点です。「文化的シティズンシップ」は、テッサさんにとって、本質的に、「国民」というよりは、普遍的な「個人」に立脚して語るべきもののなのです。したがつて、「『多文化主義』の提起する思想とデモクラシーの概念間の相関性」という視点からの、「多文化主義政策」批判は、すぐれて人間の基本的な人権として問いかけてられています。

ところで、「多文化主義」に関する論争点については、次のように整理されています。

「『多文化主義』に關した初期段階での論争は、多くの場合、その“Multi”の部分に焦点が絞られていた。国民国家にとって、どれほど多様で広範囲の文化が包括可能なのか、あるいは、どのような限度を持ち、文化的多様性は私的領域から公的領域に拡張可能であるのか、といった種類の論争であつた。そして多文化主義政策の試みを扱つた政府関係のレポートは、そのほとんどが、『文化的多様性』と『社会的統合性』の均衡を憂慮するものだつた」。しかし、論争の推移は、「同化政策を支持する批判者たちを除けば、多文化主義にかかわる批判的分析の焦点は、“Multi”から“Culture”に移行した、と断言することができる」¹⁰⁾。

こうした論争のなかにあつた「多文化主義政策」論の「文化」概念は、①「エスニシティ＝文化」といった単純な等式を実体化し、また②「多文化」の「動態的な自然変化」を否定する「偏向」をもちながら、「社会的統合性」ヴィジョンを包摂し、「社会的ダイナミズムを特定のレベルで無効にする」ものであつたと見なしています。¹¹⁾ 多文化主義政策のこうした文化理解を批判しながら、テッサさんは、「文化」概念、アイデンティティ概念を「刷新」し、「内なる多文化主義」を見いだしていくのです。

まず第一に、「文化」概念の「複合性」の提起です。

従来の文化概念を作り上げてきた人類学は、「研究対象とした社会の持つ固有の構造と、彼（女）ら自身のヴィジョンの領域とを混同」することによつて、「研究対象とした社会」を「境界を持つ社会単位（社会）が限界を持つ共有された行動様式（文化）を規定する」¹²⁾ といった社会像に「翻訳」してきた。しかし、この「原子論」的な解釈は、「人間の大多数の共同体の生活様式を正確に描くものではけつしてない」¹³⁾ として、次のような現実把握を提示します。

「たとえそれがきわめて小さな共同体であったとしても、その——『社会』と隣接する——『社会』が単一に独立して独自の社会として存在する可能性はほとんどない。なぜなら共同体とは、複合する連携を持ち、かつ、ネットワークの交換を必然的に行うものであり、それゆえ一個人は『全体的に統合された文化』に所属するかもしれないが、同時にまた他の文化集団と多重多層に交差するものでもあるからだ。伝統的な意味での民族誌学者たちの思想である『文化』は、20世紀後半の社会の巨大な複合性を視野に入れば、ほとんど意味を成さないものだ。」¹⁴⁾

「共同体」を集団的・統括的にではなく、個人に焦点をあててみれば、たしかに「他の文化集団と多重多層に交差する」現実があり、また、普遍的な特徴としてあるように思えます。わたしたちの日常を思い起こしてみても、無視しえない「複合」化した現実が浮かび上がってくるのです。

「社会に生きる一個人とは、多重なエスニックの起源を持つ場合が多いのみならず、（家族、居住地区、職場、組合、職能集団、宗教、スポーツといった）それぞれが独自の『文化』を所有して広範に生活領域を横断する共同体に所属している。また『文化』は、われわれが消費する情報の産物であるという性質上、たとえばブルース・リーの映画、CNNニュース、マイケル・ジャクソンの音楽等の共通する消費によって生まれる、いわゆる多国籍文化への参加という側面を持つ」¹⁵⁾。

したがって、「エスニック」、あるいは移民たちが「多文化」を構成していくばかりか、20世紀後期の経済的・社会的発展が、「各社会のアイデンティティ形成への、増大し複合する文化資源を提供した」点を考えてみれば、なおのこと、社会内の個人に「多文化主義」が浸透していることが分かります。「文化資源」という点からすれば、確かに、その商品形態は「多国籍製品」「世界資源」としてあり、「複合的」な形で生活に入り込んでいます。であれば、多文化主義の問題は、特定の「マイノリティ」に限定されてあるというより、むしろ、社会に生きる一人ひとりの問題¹⁶⁾ということになります。しかもそれが、国民国家という「共同体」を突き抜ける多重・多層な「複合性」のなかにあるとすれば、グローバルな多文化主義の現象とも捉えることができます。また、国民国家の文化的な抑圧や差別があるとすれば、当然にも、「文化的シティズンシップ」の問題が生じてきます。

とはいえ、すべての個人が、ストレートな形で、文化的な抑圧・差別に対抗していくわけではありません。この点をどう考えるか。テッサさんは、権利主体の側にも、個人の「差異」という問題があり、それが、権利の主張と実践と関連してくることを理論化しています。すなわち、「文化的シティズンシップ」といっても、「文化政治」に対する反差別者にも、その反対の理由は様々にあり、それゆえにまた文化を「再想像」していく形も異なってくる。したがって、国民国家の「文化政治」を変革していくためには、個人のアイデンティティの問題が避けられません。

これが、第二の「アイデンティティ」概念にかかわる問題です。

この点についてはP.ブルデューの「位置を取る」(prises de position)という考え方を適用して、自らの考え方を次のように示しています。

「私がここで言う『位置を取る』とは、知ることのできる知識源のネットワークと交差しながら、自分のアイデンティティをどのように定義するかにかかわる内的な選択の意味である。人間は『ムスリム』、『中国人』あるいは『中産階級』という単独のアイデンティティに所

属するわけではなく、さまざまな社会的歴史的状況に適応するために（そして時として離反するために）『位置を取る』のである。時として私は自身をオーストラリア人（英国籍も所有している）であると意識するし、また時として自身を母親であると意識する。また時として私はそのルーツがイングランド、スコットランドそしてアイルランドに置かれた者であると意識し、また時として自身が日本人の家系と結婚した者であると意識する。……ブルデューが注目したように『場を構成する他の位置』の意識に影響を受けつつ、私は常に自身のさまざまなアイデンティティを動員しながら『位置を取』っているのだ。つまりアイデンティティとは、正と負の両極間を往来するものであり『所属』“onewith”と『差異』“distinct from”の存在の必要に応じて形成されるものだ。」¹⁷⁾

こうした「位置を取る」＝「アイデンティティ」という考え方は、僕にとっては、「立場」といった政治的な言説が思い浮かばれてくるのですが、さまざまな「文化資源」との関連でみれば、やはり「位置を取る」といった方が分かりやすく思えます。

しかし、問題は、そもそも「文化資源」とアイデンティティはいかなる関係にあるのか、です。テッサさんは、ブルデューの理論に立脚したポール・ディマジオに依拠して、「アイデンティティとは、『特定の合理的文脈の中でのみ象徴的にコントロールされる』われわれの『文化資源』“cultural resources”から抽出されたものである」¹⁸⁾と説明されています。しかし、ちょっと分かりにくいのですが、こう考えたらどうか。つまり、通常は無意識に様々な「文化資源」を活用しているわけですが、また、その「文化資源」の「位置」を疑うことなく受容しています。クルマはクルマです。が、よくよく考えてみれば、まさに「抽出」されるものは「価値判断」（＝アイデンティティ）としてあります。ヒトにとってクルマは交通危険物だ、という判断に立つ「位置」（反クルマ）もあります。「文化資源」は、その送り手・受け手の交換関係において、それぞれの「判断過程」（コミュニケーション）が介在し、送り手のみならず、受け手の個人にとっても、アイデンティティという「内的な選択」が成立してくるのです。

「アイデンティティ」は、もっぱら「幼少年期に取得継承した」文化資源との関連で捉えられがちですが、もとより「文化資源」——物質的なものであれ、精神的なものであれ——は、社会的・歴史的なものであってみれば、アイデンティティも、たえず歴史的な社会的条件のなかで選択されていくものといえるでしょう。テッサさんは、個々人の「幼少年期に取得継承した」文化資源の意義に留意しつつ、この歴史的な社会的条件を強調して、次のように語られています。

「しかし同時にアイデンティティの選択とは、われわれをとり囲む社会の条件によって付与された特定のアイデンティティの位置群の存在によっても、また制限されるものだろう。すなわち社会集団の共有する文化資源総体としてではなく、コミュニケーションの過程あるいは摩擦と折衷などを通して形成される（そして付与されたアイデンティティの象徴として広範に容認される）特定の『象徴的マーカー』symbolic markersによって定義されたアイデンティティの位置群の存在によってである」¹⁹⁾。

確かに、このように「われわれをとり囲む社会の条件によって付与された特定のアイデンティティの位置群の存在」が与えられています。そして、「文化資源」の送り手側（国民国家）から与えられた「特定の『象徴的マーカー』によって定義されたアイデンティティの位置群」があります。わたしたちは、このアイデンティティを「所与」（たとえば日本語）として、無自覚な「コミュニケーション」を余儀なくされているわけです。ですので、個人のアイデンティティは、現実としては、自らの『所属』と『差異』に条件づけられながら、「正と負の両極

間を往来する」ものとしてあり、特定の「アイデンティティの位置群」が生みだす差別に対する、自覚的・対抗的なアイデンティティもありえます。しかしながら、やはり与えられた特定の「アイデンティティの位置群」は、わたしたちに大きな「圧力」を与えており、個々人の「文化政治」への対抗は、容易なものではありません。

第三には、国民国家の問題です。

特定の「象徴的マーカー」とは、たとえばアメリカの「白人至上主義」やオーストラリアの「白豪主義」を思い浮かべるまでもなく、わたしたちの社会には「国体的イデオロギー」が満載されており、「象徴天皇」の言動も「隣人」のごとく、日々のニュースで伝えられています。ナショナルなマーカーはわたしたちのコミュニケーションの「日常的な環境」といえます。これは、「古来からの伝統」といった「神話」ごときではなく、やはり近代的な国民国家の「象徴的マーカー」——日本語自体、明治以降の近代的な言語ですから——とみるべきでしょう²⁰⁾。アイデンティティという観点からすれば、私たちの社会には、国民統合的な「アイデンティティの位置群」があり、わたしたちのアイデンティティを制約づけています。この点、テッサさんは、次のように語っています。

「国家は、そのシティズンが選びとることができるアイデンティティの位置の範囲を定義づける上で、決定的な役割を果たしている。すなわちシティズンシップとは、権利と義務、パスポートと身分証明書といっただけのものではけっしてなく、『生命の意味を色付ける、国民的共同体の一部』としての感覚を程度の差こそあれ確実に含むからだ。そして（政治声明、教育制度、あるいは目に見える国旗、国歌、公的祝典などを通して）想像の国民的共同体マーカーの定義にかかわる最大の影響力も、国家は持っている。同時に境域内に居住する the people のどの部分か、自分たちの象徴的文化遺産を保持しながら『シティズン』としてのアイデンティティを共有しうるか、を決定する力も、また国家は所持している。そしてこれは重要なのだが、国民的アイデンティティとはアイデンティティの位置の無数の星座のなかでも中心部を占めているために、シティズンシップを規定するマーカーは、まさに境界線上にあるような集団（たとえば宗教、政治運動、エスニックの上での少数者）を規定するマーカー群に強力な影響力を及ぼすのである。」²¹⁾

アボリジニ（オーストラリア先住民族）、アイヌ、そして北東アジアといった「境界線上」の文化に関心をよせるテッサさんのラディカルな眼は、「文化的シティズンシップ」の反省的・批判的な把握を含ませながら、国民国家批判に向けられているのです。そしてまた、こうした国民国家の「内なる多文化主義」は、国民国家自体を越える対抗的な文化として、そのポジティブな意義を明らかにしていくことになります。市民的な多文化主義に立つならば、国民国家をも超えざるをえないと。

（4）脱近代を「再想像」する「批判的想像力」

「多文化主義政策」は、「シティズンシップにかかわる象徴的マーカーの変化と『国民性』という用語の再定義に、主要な役割を果たした」ものの、そこには「国民国家権力が採用可能な多様性認知」における「限界」が絶えず付き纏ってきます²²⁾。国民国家の「境界内」にある「文化資源」が、国家の一元的・統括的な文化政治によって主導されているからでしょう。したがって、個人のアイデンティティの問題は、「内なる多文化主義」とのかかわりでみれば、「文化的シティズンシップ」（文化の市民政治）は、たえず国家との対立性を孕んでいくものとなります。

繰り返すようですが、制度化された「文化資源」（たとえば、教育、医療、芸術、社会保障、地域環境などの「文化資源」）にあってみれば、獲得された個人の「文化資源」のすべてが「文化資本」になるわけではないとしても、やはり、主として国家が、その「文化資源」を「文化資本」として活用するかどうか決めています。テッサさんは、多文化主義政策のもとであっても、「多様化した社会内部での一個人の能力が、彼（女）らの獲得した特異な知識（「文化資源」…中村）の組み合わせによって、特別な社会的承認を受ける（文化資本化）、という現象」²³⁾がある点を見過ごしていません（「観光地としてのアイヌ」、「基地としての沖縄」）。ですので、国家政策に基づく「文化資本」は、とりわけ差別的な「文化政治」（経済的・政治的利害）を担う手段となっているのです。

「教育の供給、美術助成あるいは公共放送等の国家政策は、文化資本へのアクセスの提供とともに、選抜と除外というメカニズムの創出という二重の性格を持たざるを得ない。」²⁴⁾

「多くの場合、『多文化主義』という名の公式政策は、多様性に対する切り貼りのアプローチである。ある時は少数者の伝統が奨励され、またある時は少数者の伝統が無視あるいは抑圧される。換言すると、ある時は文化資本として制度的に正当化され承認されるが、またある時は偏向した「負の文化資本」という烙印を押され抹殺される。」²⁵⁾

ところで、国家政策が、このような特徴を帯びていくのは、それなりの理由があります。というのも、20世紀後期の経済的・社会的発展、とりわけ1990年代以降の「グローバリゼーション」の進展があったからです。グローバリゼーションは、一方で脱境界的な「文化資源」を相互に浸透させ、「多文化主義」政策を促進する要因ともなってきたわけですが、他方で、「市場の社会的深化」としてテッサさんの分析があったように、「グローバリゼーション」（とりわけ多国籍企業）は、地球上の「文化資源」をビジネス化し、「文化資本」に転化していく要因でもありました。ですので、「文化資源」の「選択と除外」は、そもそも、「文化資源」に対するグローバルな差別機構としての「市場」が作用しているからであり、それを「土台」に国民国家のあり方が規制されているからです²⁶⁾。市場こそが、もともと商品化と非商品化を選別し、差別的な商品文化を本性としている点を看過してはいけません²⁷⁾。テッサさんも、この点、『自由を耐え忍ぶ』の著書で強調されている点ですが、ここでは、次の指摘を確認しておくことにとどめます。

「多文化主義」政策採用を促進させた地球規模でのさまざまな要因は、また同時に、文化資本への審査と創造にかかわる国家的役割を、一定程度まで圧縮する作用をも持っていた。そのうちの最も重要な要因とは、人々と思想と情報の国際的可動性の増加という要素よりも、むしろ金融と投資という経済の国際的可動性の増加であろう。国境を越える投融資のフローの網の中で、優遇税制と訓練された労働力の最大の魅力的な組み合わせ提供による多国籍企業誘致という圧力に、国民国家は常時晒されている。」²⁸⁾

したがって、「文化的シティズンシップ」による対抗という観点からすれば、「文化資源を獲得し養育し表現するという人間の基本的な人権は、サブ国家的レベル、国民的レベル、そして国際的相互作用でのレベルという多層なレベルでの政策が同時に機能して、はじめて保護される」²⁹⁾という課題に向かい合わなければなりません。とすれば、テッサさんが提示する「内なる多文化主義」のパラダイムは、次のような点を強調していくことになります。

「『内なる多文化主義』のパラダイムは、既製の意味での単一の政治集団（政党）の一員と

してではなく、相互に依存交差しあう多様なアイデンティティ集団に重なり合う構成員として、利害を主張しだしたシティズンの不可避な傾向を包括するものである。ヴィンセント・ケーブルは、『右』と『左』といった古い政党政治的区分はその意義を失い、同時に『文化的アイデンティティの新しい形態を主張する』勢力が出現することで、『原理的差異を持つ基礎にかかわる政治的忠誠の再編成』が、新しい『原則の組織化』の出現を表象するだろう、と捉えている。」³⁰⁾

個人の「政治的忠誠」は、国民としてではなく、「相互に依存交差しあう多様なアイデンティティ集団に重なり合う構成員」の「原理的差異」——自然的個人の多文化性——におかれ、「文化的アイデンティティの新しい形態を主張する」勢力の出現によって、「想像された（『想像の』）、そして想像しなおすべき（『再想像の』）国民的共同体の在り方」³¹⁾が獲得されてくるということです。換言すれば、ネーション（「想像の共同体」）を「再想像＝再創造」していくことによって、また「市場からの自由」——市場の社会的深化が生じる諸問題に抗する、市場の機能決定にかかわるルールや制度を「民主化」すること³²⁾——を獲得していくことによって、資本主義自体をも「再想像」する「可能未来」があるとみるのです。

具体的には、「多様なアイデンティティ集団」の活動のなかに、その展望を見いだしています。

「アイデンティティ集団の特徴は、その多層性を持つ構造だろう。宗教集団（たとえばスニー・ムスリム、バプティスト・クリスチャン等）、エスニック集団（たとえば先住民、華僑等）、フェミニスト、あるいは老人問題を考える集団、平和や人権を要求する集団などの無数の集団が、地域共同体の草の根レベルで、国民的規模の圧力団体として、あるいはまた増大する地球規模での国際的 NGO として、同時多発的な組織行動が可能なのである。この多層構造は、文化資源の承認とその発展のためのきわめて大きな要素である。地域レベルでは、文化資源の共有を育成するために、いわゆる『自治的空間』を創造している。北オーストラリアのヨルング集団による教育の自治管理制度の成立とその主導権の取得、あるいは近年の北海道各地域でのアイヌ語クラスの編成などは好例であろう。また国際的活動の領域では、国民国家の少数者たちが、国連や国際司法裁判所等の国際的機関を通じて国家に圧力を加える形式も生みだされている。」³³⁾

以上のような「内なる多文化主義」の歴史的展望は、まだ未成熟ながら、大きな「希望」を与えてくれるものです。とりわけ、「内なる多文化主義」のデモクラシー（associative democracy）は、脱近代を「再想像」していく「批判的想像力」の論理を示してくれているように思えます。脱近代化のプロセスは、政党の独占物ではなく、社会的な「改造物」として市民的・実践的な過程となるほかに、その論理をいかに捉えるのか。まさにこの問題こそが、テッサさんによって提起されたものなのです。更なる議論の広がり理論的發展が求められます。

そのためにも、市民的・文化的な「市民科学」が欠かせません。分散的な「文化の市民政治」のなかにあっては、その政治の価値合理的なあり方を探究する「市民の科学」が求められるのです。この点でのテッサさんの「科学協働」論は、もはやここで扱うことができません。のちの課題になります。

またもう一つ。理論的な課題です。「内なる多文化主義」のデモクラシーには、市場（資本主義）の問題が根幹に据えられる必要があります。市場の「多文化主義」は、たえず資本（多国籍企業）によって「統合」（独占）され、「圧縮」（統制）させられるばかりですが、「市民的多文化主義」の自由——個人であることが同時に普遍的であること³⁴⁾——のためには、こ

の歪んだ市場の「多文化主義」を民主化すること——デモクラシーをグローバル化すること——こそが、市民主体的な変革の中心的課題に置かれなくてはなりません。この課題の追究も、今後に残されます。

注

- 1) テッサ・モーリス＝スズキ『批判的想像力のために』平凡社、2013年、47頁。
- 2) 同上、214頁。
- 3) 同上、207頁。
- 4) 同上、209頁。
- 5) 藤本龍児「アメリカを二分する文化戦争」世界、2023年1月。
- 6) 油井大三郎「いま、なぜ多文化論争なのか」（『多文化主義のアメリカ：揺らぐナショナル・アイデンティティ』油井大三郎他、東大出版会、1999年、7頁。
- 7) テッサ・モーリス＝スズキ、前掲書、282頁。
- 8) T.H. マーシャル『シティズンシップと社会的階級』法律文化社、1993年。
- 9) テッサ・モーリス＝スズキ、前掲書、285-286頁。
- 10) 同上、288-289頁。
- 11) 同上、289-290頁。
- 12) 同上、293頁。
- 13) 同上、294頁。
- 14) 同上、295頁。
- 15) 同上、295頁。
- 16) この点、原理的に追究したものとして、R. ウィリアムズ『共通文化にむけて—文化研究〈1〉』（川端康雄編訳、みすず書房、2013年）、T. イーグルトン『社会とは何か』（大橋洋一訳、松柏社、2006年）を参考にしています。
- 17) テッサ・モーリス＝スズキ、前掲書、296-297頁。
- 18) 同上、298頁。
- 19) 同上、299頁。
- 20) 国民国家と文化の関係については、西川長夫『増補 国境の超え方——国民国家論序説』（平凡社、2001年）を参照。
- 21) テッサ・モーリス＝スズキ、前掲書、303-304頁。
- 22) 同上、306頁。
- 23) 同上、308頁。
- 24) 同上、307頁。
- 25) 同上、310頁。
- 26) 篠原三郎『“大学教授”ウェーバーと“ホームレス”マルクス Tさんへ』市民科学研究所 晃洋書房、2015年。とくに、第8章『市場経済のウチとソト—差別問題の方法論—』、参照。
- 27) テッサ・モーリス＝スズキ『自由を耐え忍ぶ』辛島理人訳、岩波書店、2004年。
- 28) テッサ・モーリス＝スズキ、『批判的想像力のために』、307-308頁。
- 29) 同上、310-311頁。
- 30) 同上、311頁。
- 31) 同上、305頁。
- 32) テッサ・モーリス＝スズキ『自由を耐え忍ぶ』、183頁。
- 33) テッサ・モーリス＝スズキ、『批判的想像力のために』、312頁。
- 34) 柄谷行人「単独者とインターナショナリズム」（『柄谷行人 インタビューズ 1977-2001』講談社、2014年所収）。

（なかむら きょういち）